

第 4 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成20年10月 7 日

(平成19年度決算)

(環境生活部・土木部)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成20年10月 7 日（金曜日）

午前10時00分開議  
 午前11時38分休憩  
 午後 1 時 1 分開議  
 午後 2 時00分休憩  
 午後 2 時 6 分開議  
 午後 2 時48分閉会

委 員 山 口 ゆたか  
 委 員 上 田 泰 弘  
 委 員 高 野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 村 田 信 一

次 長 江 副 健 二

次 長 中 山 寛

環境政策課長 榎木野 史 貴

環境政策監兼

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 福 留 清 秀

水環境課長 小 嶋 一 誠

自然保護課長 久 保 尋 歳

廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼

公共関与推進室長 山 口 洋 一

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 谷 崎 淳 一

水俣病審査課長 田 中 彰 治

食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子

消費生活政策監兼

消費生活センター長 辻 本 英 子

交通・くらし安全課長 高 野 利 文

人権同和対策課長 佐 藤 幸 男

人権センター長 福 岡 耕 治

土木部

部 長 松 永 卓

総括審議員兼

次 長 中 村 寧

次 長 天 野 雄 介

次 長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 田 口 覺

本日の会議に付した事件

議案第27号 平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第34号 平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第35号 平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第36号 平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第41号 平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第43号 平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（13人）

委 員 長 早 川 英 明

副委員長 井 手 順 雄

委 員 倉 重 剛

委 員 氷 室 雄 一 郎

委 員 福 島 和 敏

委 員 佐 藤 雅 司

委 員 池 田 和 貴

委 員 森 浩 二

委 員 早 田 順 一

委 員 濱 田 大 造

監理課長 鷹尾 雄二  
 用地対策課長 清田 隆範  
 首席土木審議員兼  
 道路整備課長 戸塚 誠司  
 道路保全課長 西山 隆司  
 河川課長 野田 善治  
 港湾課長 大塚 徹  
 都市計画課長 船原 幸信  
 土木審議員兼  
 景観公園室長 大谷 祐次  
 新幹線都市整備課長 佐藤 國一  
 下水環境課長 中庭 安一  
 建築課長 生田 博隆  
 営繕専門監兼  
 営繕室長 平野 和実  
 土木審議員兼  
 建築物安全推進室長 坂口 秀二  
 住宅課長 小林 至  
 砂防課長 福岡 健吉

出納局職員出席者

会計管理者兼  
 出納局長 宮田 政道  
 首席会計審議員兼  
 会計課長 藤本 玉留

監査事務局職員出席者

事務局長 金田 和洋

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上村 浩誠  
 議事課課長補佐 徳永 和彦  
 議事課課長補佐 中村 時英

午前10時00分開議

○早川英明委員長 おはようございます。

ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、初めに環境生活部の審査を行い、その後、午後1時から土木部の審査を行うこ

ととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順番に説明をお願いします。

なお、着座のまま説明は結構でございます。

初めに、村田環境生活部長。

○村田環境生活部長 それでは、着座をお許しいただきましたので、このまま御説明を申し上げます。

平成19年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

御指摘をいただきました「水俣病対策については、いろいろな情勢変化はあるが、認定検診数も当初見込みより下回っているので、検診医の確保を図るなど認定業務の促進に取り組むこと。」に関する措置状況でございますが、検診医の確保につきましては、昨年度新たに、神経内科医1名、眼科医1名の確保ができましたが、まだ十分な確保ができていない状況であり、今後も、医師確保のため、国や公的医療機関等に依頼を行っていくことといたしております。新たな救済策が実現に至っていない中、認定審査が進捗しない状況となっておりますが、審査の前提となる疫学調査や検診業務につきましては、できる限り実施するように努めてまいりました。

次に、御指摘をいただきました「新幹線騒音については、調査の結果、環境基準を超えた場合は、国と連携して積極的に取り組むこと。」に関する措置状況でございますが、昨年度、環境省の委託事業として、平成16年度に環境基準を超過した6地点を再調査しました結果、依然として4地点が超過のため、

本年7月24日に、鉄道・運輸機構及びJR九州に対して、引き続き騒音対策を講じるよう要請をしたところでございます。

次に、環境生活部の決算概要について御説明申し上げます。

当部の決算に関連します会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は129億8,500万円余で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2会計合わせた歳出の決算状況でございますが、予算現額192億7,200万円余に対しまして、支出済額184億7,600万円余で、翌年度繰越額1,100万円余、不用額7億8,400万円余となっております。なお、執行率は95.8%でございます。

不用額の主な内容といたしましては、水俣病総合対策事業において、療養費等の支給額が見込みを下回った等によるものでございます。

以上が平成19年度の決算の概要でございますが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○早川英明委員長 引き続き各課長の説明をお願いします。

まず最初に、榎木野環境政策課長。

○榎木野環境政策課長 環境政策課長の榎木野でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、定期監査の結果についてでございますが、環境生活部のすべての課において公表事項はございません。

続きまして、環境政策課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入及び次の3ページの繰入金、諸収入ともに不納欠損及び収入未済額はございません。

続きまして、4ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

総務費の計画調査費でございますが、これは、エネルギー対策に関する事務事業でございます。223万6,000円の不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

5ページをお願いいたします。

衛生費の公害対策費、これは、職員給与費のほか、環境センター運営事業など、環境政策を推進する事務事業でございます。1,132万4,000円の不用額が生じておりますが、これは、それぞれの事務事業における経費節減に伴う執行残でございます。

次の諸支出金は、後ほど御説明いたしますチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計に関する繰出金でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

会計名に記されておりますけれども、熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計でございます。

チッソ株式会社に関する金融支援につきましては、平成12年2月に閣議了解された抜本策に基づき支援措置が講じられており、平成12年度から本特別会計において県債の約定償還を行っております。

まず、歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

1つ目の水俣湾堆積汚泥処理事業費分担金及び負担金、これは、いわゆるへドロ県債の償還元金及び利子に係る負担金として、平成19年度にチッソから受け入れたものでござい

ます。

2つ目のチッソ貸付費、これは、いわゆる患者県債の分でございまして、償還元金及び利子に係る返済金として、同じくチッソから受け入れたものでございます。

3つ目の水俣・芦北地域振興基金貸付費でございしますが、これは、いわゆる設備県債の分でございまして、県が財団を経由してチッソに貸し付けました設備投資資金貸付金に関する県債の償還利子に係る返済金として、財団を経由したチッソからの返済金でござい

ます。4つ目の水俣病問題解決支援財団出資費でございしますが、これは、いわゆる一時金県債の分でございまして、県が財団を経由してチッソに貸し付けました一時金に関する県債の償還元金及び利子に対する一般会計からの繰入金でござい

ます。7ページをお願いいたします。

5つ目ですけれども、支援措置費の国庫支出金でござい

ます。チッソ支援の抜本策におきましては、毎年度、県債償還額のうち、チッソの自力返済額を除いた額、チッソからの返済不足額に当たりますけれども、これにつきまして、その8割が国庫補助金として交付され、残り2割につきましては、県がいわゆる特別県債を発行して、その元利償還金が地方交付税措置されることとなっております。

この国庫補助金は、平成19年度に、返済不足額の8割相当分として交付された国庫補助金でござい

ます。次の繰入金でございしますが、これは、過去に発行した特別県債の元利償還分として、平成19年度に一般会計から繰り入れを行ったものでござい

ます。下段の県債でございしますが、これは、返済不足額の2割分として、平成19年度に発行した特別県債でござい

ます。おめくりいただきまして、8ページからが

特別会計の歳出でございます。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費は、いわゆるへドロ県債、下段のチッソ貸付費は、いわゆる患者県債に係ります元金及び利子償還金でござい

ます。9ページをお願いいたします。

上段の水俣・芦北地域振興基金貸付費でございしますが、これは、県が基金を通じてチッソに貸し付けました、いわゆる設備県債に係る元金及び利子償還金でござい

ます。下段の水俣病問題解決支援財団出資費、これは、いわゆる一時金県債に関する元金及び利子償還金でござい

ます。10ページに移らせていただきたいと思います。

上段の支援措置費の特別貸付金でござい

ますが、これは、平成19年度分の特別県債によるチッソへの貸付金でござい

ます。下段、公債費でござい

ますが、これは過去に発行した特別県債の元利償還金でござい

ます。なお、不用額は、利率変動に伴うものでござい

ます。以上、よろしく御審議をお願いいたしま

す。○福留環境保全課長 環境保全課長、福留でござい

ます。説明資料の11ページをお願いいたします。使用料及び手数料、国庫支出金、12ページの財産収入及び12ページから13ページの諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はござ

い

次に、14ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

まず、公害対策費でございます。

主な事業といたしましては、生活環境保全施設等整備資金がございます。これは、生活環境保全施設等の整備に対し融資あっせんを行うものでございます。予算額1億1,350万円余のうち支出済額は9,344万円余で、不用額2,005万円余が生じておりますが、これは、生活環境保全施設等整備資金融資申請がなかったことに伴う執行残でございます。

次に、公害規制費でございます。

主な事業といたしましては、大気汚染監視調査事業がございます。これは、大気環境の常時監視や環境調査を行うものでございます。予算額1億2,345万円余のうち支出済額は1億1,466万円余で、不用額は878万円余生じておりますが、これは、ダイオキシン類対策事業及び大気汚染監視調査事業等の入札に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。よろしくをお願いいたします。

説明資料の15ページをお願い申し上げます。

一般会計の歳入についてでございます。

使用料及び手数料、国庫支出金、16ページの財産収入、繰入金及び16ページから17ページの諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額等はございません。

次に、18ページをお願い申し上げます。

一般会計の歳出についてでございます。

まず、一般管理費でございます。

内容といたしましては、職員の時間外勤務手当、赴任旅費等でございます。

次に、企画総務費でございます。

内容といたしましては、水環境課の職員21名の給与費でございます。

次に、計画調査費でございます。

不用額の欄をごらんいただきますと178万円余生じておりますが、これは、水資源調査調整事業の一般需用費の執行残等でございます。

主な事業につきましては、備考欄に記載してございますが、工業用水道事業貸付金、それから地下水保全のための白川中流域の水田湛水についての調整事務費等を内容とするもので、水循環系構築推進事業等がございます。

19ページをお願い申し上げます。

公害対策費でございます。

不用額150万円余が生じておりますが、これは、熊本地域の地下水保全対策事業等の入札に伴う執行残等でございます。

主な事業の欄でございますが、備考のところでございます。地下水位監視事業、節水推進事業等がございます。

次に、下段の公害規制費でございます。

不用額の欄、917万円余が出ておりますが、これは、水質環境監視事業等の入札に伴う執行残でございます。

主な事業といたしましては、備考欄、公共用水域や地下水の水質監視事業等がございます。

次に、20ページをお願い申し上げます。

環境整備費でございます。

不用額の欄、948万円余が生じておりますが、これは、水質検査が見込みよりも少なかったことに伴う執行残でございます。

主な事業といたしましては、備考欄でございますが、市町村水道事業の指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策としての水質調査等を行う上水道費等がございます。

次に、その下欄でございます。

工業用水道事業会計繰出金でございます。

これにつきましては、予算額、支出済額ともに2億1,358万4,000円で、不用額はございません。

工業用水道事業会計繰出金は、企業局が行います有明工業用水道事業会計の企業債の償還金及び利子に対する一般会計からの繰出金でございます。

水環境課は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

決算について御説明させていただきます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、財産収入等に不納欠損額、収入未済額はございません。

なお、3つ目の欄の狩猟関係手数料の予算現額と収入済額との比較がマイナス82万5,000円となっておりますけれども、これにつきましては、狩猟免許等の申請件数が当初見込みを約400件ほど下回ったことによるものでございます。

一番下の下段の土地売却収入として、南阿蘇国民休暇村用地売却、約30.9ヘクタールを環境省へ1億3,530万円で売り払っております。

なお、この内容につきましては、附属資料の2ページに掲載しております。財産処分一覧というふうなことで掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明資料の22ページをお願いいたします。

諸収入につきましても、不納欠損及び収入未済額はございません。

23ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

農林水産業費の鳥獣保護費につきましては、鳥獣保護思想の普及啓発及び有害鳥獣対策等に要する経費でございますけれども、不用額601万2,000円につきましては、特定鳥獣適正管理事業等の経費節減に伴う執行残でございます。

次に、自然保護費の不用額250万7,000円につきましては、希少野生動植物保護対策事業等の経費節減に伴う執行残でございます。

最後に、商工費について御説明いたします。

観光費につきましては、自然公園内の施設の整備、あるいは維持補修等に要する経費でございますけれども、不用額95万6,000円につきましては、自然公園利用事業等の経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課の山本でございます。

まず、歳入でございますが、お手元の24ページを引き続きお願いをいたします。

まず、使用料・手数料、国庫支出金、財産収入並びに、25ページになりますけれども、諸収入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

使用料及び手数料につきましては、予算現額と収入済額との比較で合計404万2,000円の差額がございますが、産業廃棄物の収集運搬業の更新許可等につきまして、見込みより申請が少なかったためでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

衛生費のうち公害対策費は、職員給与費でございます。

次に、環境整備費についてでございますが、これは、当課が行っております廃棄物の適正処理の推進や3Rの推進などの事務事業に要する経費でございます。1,407万2,000円の不用額が生じておりますが、主に、経費節減、入札及び補助金交付額の確定に伴う執行残でございます。翌年度繰越額といたしまして1,176万円が生じておりますが、これにつきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

済みません、お手元の附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越事業につきましては、公共関与推進事業でございますが、基本設計に係ります経費でございますが、1,176万円の繰越額となっております。繰り越しの理由といたしましては、基本設計を発注いたしました後に、地元の要望、それに伴います追加測量等の対応の必要が生じまして、不測の日数を要したためでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課の谷崎でございます。よろしく願いいたします。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、歳入に関しましては、国庫補助金でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済額との差額が3,626万9,000円でございますが、これは、その下の欄にあります水俣病総合対策事業費補助の医療費の支給実績が、当初見込みを下回ったために生じたものでございます。

次に、国庫委託金でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済額との差額が4億4,814万2,000円でございますが、これは、水俣病関係実態調査委託金におきまして、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの方針決定によりまして、水俣病被害者の方々の症状や日常生活の支障の状況等を把握するために、認定申請者及び保健手帳交付者を対象に、国の全額負担によりまして実施いたしましたアンケート調査の回数が当初見込みの5回から2回に変更されたために生じたものでございます。

次のページをお願いいたします。

諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、29ページをお願いいたします。

歳出でございますが、公害保健費につきまして、不用額5億8,347万6,000円となっておりますが、これは、先ほど申し上げました実態調査受託事業に係るアンケート調査と水俣病総合対策事業に係る医療費の支給実績が当初見込みを下回ったために生じたものでございます。

翌年度への繰越額はございません。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

資料の30ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。予算現額と収入済額との差額が1,788万8,000円でございますが、内訳としまして、その下の欄にございます公害健康被害補償事業事務交付金、これは、水俣病の認定検診や認定審査会の開催などの認定業務に要する経費につきまして2分の1が交付されるものでございますが、これと、その下の水俣病総合対策事業費補助、これは、水俣病認定申請者に対しまして医療費の助成を行う治療研究事業に要する経費につきまして2分の1が補助されるものでございますが、いずれも当初の見込みを下回ったため、それぞれ予算との差額が生じたものでございます。

次に、諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、31ページをお願いいたします。

歳出でございますが、公害保健費につきましては、不用額9,084万8,000円となっておりますが、これは主に、歳入で御説明しましたように、水俣病の認定業務及び水俣病認定申請者治療研究事業の実績が当初見込みを下回ったため生じたものでございます。

翌年度への繰越額はございません。



以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山地食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、使用料等及び諸収入とも不納欠損額、収入未済額はございません。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、まず、民生費の消費者行政推進費は、当課及び消費生活センター職員の人件費のほか、消費者被害防止、事業者指導、消費生活相談等に係る経費でございます。不用額362万円余が生じてございますが、消費生活センターの清掃や保守点検委託等の入札残のほか、主に消費者行政推進対策事業及び消費者啓発事業等の経費節減に伴う執行残でございます。

次の農林水産業費の農業総務費は、食の安全安心及び食育推進に係る経費でございます。不用額211万円余につきましては、主に、食の安全安心確保対策事業、食育総合推進事業等の経費節減に伴う執行残でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課長の高野でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の34ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、諸収入について、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、交通安全対策促進費の不用額85万円余並びに諸費の不用額132万円余につきましては、指導奨励費等における経費節減に伴う執行残でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

青少年育成費の不用額152万円余につきましては、少年保護育成条例実施事業等における経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤人権同和対策課長 人権同和対策課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

説明資料の37ページをお願いいたします。

歳入につきまして御説明いたします。

国庫支出金及び諸収入について、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、38ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明いたします。

総務費の総務管理費について、163万円余の不用額が生じております。これは、人権施策推進事業における経費節減に伴う執行残でございます。

次に、民生費の社会福祉費について、9万円余の不用額が生じております。これは、隣保館運営費補助等における経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議お願ひいたします。

○福岡人権センター長 人権センターでございます。よろしくお願ひいたします。

説明資料の39ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金、諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、40ページをお願いいたします。

総務費の総務管理費につきまして、669万円余の不用額が生じております。これは、県民の人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発総合推進事業等における経費の節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○早川英明委員長 それでは、以上で環境生活部の説明が終わりましたので、質疑にただいまから入りたいというふうに思います。

委員の先生方、何かございませんか。

山口先生、ありませんか。

○山口ゆたか委員 水環境の方にちょっとお聞きします。

歳出に対してなんですけれども、工業用水道事業への繰出金がございますけれども、記憶では、企業局、公営企業に対して繰り出し基準があったと思いますけれども、その中で、今、先ほどの説明の中で有明の分だということでありましてけれども、その交付税とかの中で認められた繰り出し基準の何%ぐらい使ってこの2億1,000万円というのが出ているのか、ちょっとそのあたりの理由というのを教えていただければというふうに思いますけれども。

○小嶋水環境課長 着座のまま失礼いたします。水環境課でございます。

先ほど御説明いたしました企業局への繰出金と、もう1つ、貸付金というのがあったかと思えます。これにつきましては、有明工業用水に伴う企業局への繰出金ということで、まず2億1,300万円ということで先ほど御説明したところでございます。

この繰出金につきましては、先生御指摘されましたように、一般的に、総務省の方で指導をやっております公営企業への繰り出し基準といいますか、指導方針みたいなものが、ほかの公営企業等にはそれぞれ、例えば病院でありますとか、設けられておりますけれども、この工水につきましては、必ずしもこの総務省が決めたルールによって出しているということではなしに、県の方でつくりま

した繰り出しルールに基づきまして、一応企業局への繰り出しを行っている。

その内容といたしましては、施設整備に伴う元金償還の約半分と、それから利子分のうち、工水の未活用部分といいますか、未利用部分につきまして一般会計から繰り出すというルールをつくって今まで繰り出してきているところでございます。

具体的に申し上げますと、有明工水の場合には、約3割ぐらいが、稼働といいますか、活用をいたしておりますので、施設の遊休率といたしましては0.695ということで、約7割ぐらいが遊休率になっておりまして、その分を掛けましてこの繰出金を支出しているということでございますので、ただいまおっしゃっておられます、交付税の中でどのぐらいその分が当たっているかということにつきましては、ちょっと把握をしていないところでございます。

○山口ゆたか委員 そういった中で、総務省のその繰り出し基準も、相当な理由をつけなさいよということで今説明があったんですけども、今後やはり繰り出しという考え方をもう一度見つめなさいよと、公営企業のやっぱり健全性を保つためにそういう指導もあっているんですけども、今後、このあたり、繰出金についてはどのように臨まれるのか、今後をお聞かせいただければと思います。お願いします。

○小嶋水環境課長 この有明工水につきましては、もともと相当程度、収支についてはかなり厳しい中で、この企業局の方で引き受けて、一応工業用水の供給事業というものが、それぞれ施設整備等もなされてきたところでございます。

先生がおっしゃっておられますように、企業局の中でも相当程度経営努力等もなされております。そういった形の中で、この繰り出

しにつきましても一応ルールはルールとして  
ございますけれども、そうした努力等につ  
きましても、きちっと知事部局の方でも見なが  
ら、今後引き続き検討していきたいと、そん  
なふうになっております。

一応今の段階では、こういうルールで繰り  
出すという形になってございます。

○山口ゆたか委員 今後とも努力いただい  
てよろしいでしょうか。

○小嶋水環境課長 はい。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○井手順雄副委員長 水環境さん、19ペー  
ジの公害規制費の中で、有明海・八代海水質保  
全調査事業、これはどういう事業なんですか  
ね、具体的に御説明、お願いします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

今御質問ございました有明海・八代海の  
水質保全調査事業でございますけれども、これ  
につきましては、有明海、八代海におきます  
汚濁負荷量の調査、それと水質の保全調査と  
いうことで、それぞれの海域におきます採水  
等をやりますして、そしてその水質の検査等  
を行っている事業でございます。

○井手順雄副委員長 それはわかるんです  
けれども、どういうところをどのような方法  
で、どういう回数でとかいうのがわかたら教  
えてください。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

これにつきましては、せんだっての厚生常  
任委員会の中で冊子をたしか差し上げたかと  
思います。平成19年度の水質調査の結果とい  
うことで差し上げておるかと思いますが、そ  
うした形で、県下全域で水質の調査計画をつ

くりまして、それぞれ調査を進めておりま  
す。

具体的に申し上げますと、先ほど申し上げ  
ました水質保全調査等につきましては、県  
の方で計画を立てまして、例えば、有明海であ  
りますと4地点、八代海でありますと7地  
点、年間4回ほど、5月、8月、11月、2月  
というふうな形でそれぞれ調査項目をつくり  
まして、採水をいたしまして、分析をやっ  
ているところでございます。

○井手順雄副委員長 今、熊本県は、海砂利  
採取削減計画というのを継続的にやられてお  
りますが、そういう中で毎年5%なり何%な  
り今削減しとるわけですたいね。そういう中  
で、その削減する理由というのが、有明海に  
環境負荷を与えとか、八代海に環境負荷を  
与えとか、そういう理由でありますので、  
その点に関しても、毎年毎年そういう流域で  
調査をやられて、その結果こうであるとい  
うのが毎年出されているというようなこととし  
て理解してよろしいんですかね。

○小嶋水環境課長 水質につきましては、先  
ほど申し上げましたように、それぞれの有明  
海に設けられております水域がござい  
ます。それで、その水域ごとに計画的に採水  
をして調査をしておりますので。

○井手順雄副委員長 じゃあその海砂採取  
する近辺での調査というのはやっていない  
わけですね、今のところ。

○小嶋水環境課長 海砂とリンクした形で  
調査地点というものを設けて調査している  
という形ではないかと思っております。

○井手順雄副委員長 じゃあ、どうして5%  
ずつ削減する、どういうところでその環境  
悪化がありますよというような提言、提案をし

ているんですかね。水環境課長にお聞きします。

○小嶋水環境課長 水環境課の方で、その海域環境全体をちょっとそれぞれ採水をやって分析をして監視をしておりますので、海につきましては、特に海域ごとに設けられております類型ごとの環境基準を満たしているかどうかという形での調査を中心に行っておりますので、そうした形での調査結果というものが出されているということだと思います。

○井手順雄副委員長 それは全体的な意味としてはわかります。わかりますけれども、そういうやっぱり県としての削減計画の中で削減をしているわけですから、そういう中で調査をしていかんとですか。なら、5%削減しましたから、ことしはどの程度でやりましたけれども、来年はこのくらいになるでしょうか、そういう結果を出していかんば何の検証もできてないんじゃないんですか。

言う意味、わかりますか。そうですね。そういうところはそういうところでやって、そういう削減計画をやっているところで、その経緯というのをやはり示して、ああ、毎年こんだけよくなっているんですよというふうな結果を見せんとですよ、ただ、あなたたちは計画をして削減していただくですかという話になるんですよ。そうですね。そこはやってないというのはおかしいですよ。ぜひともやっていただきたいと思います。

もう1つ、いいですか。

○早川英明委員長 どうぞ。

○井手順雄副委員長 23ページ、自然保護課、鳥獣保護ということで、今ミカンの最盛期にだんだん近づいてきておるわけでありまして、また、山間部の山つきの作物等も今いろんな出荷がありますけれども、イノシシで

すたいね、イノシシの被害がとんと最近多いと。谷尾崎、花園、あのかいわいすたいな。

きのうもずっと農家の方をめぐって、ミカンの状況とか調べて、いろんな農家の方々とお話ししたところで、電気さくすたいな、去年までは電気さくが個人でできよったけども——おととしか。去年からは、何か5軒1組じゃないとそういう補助がないというような、何か厳しい、そういう補助関係に今なってきたよという状況の中で、いわゆる猟による駆除、これがなかなか県の許可がないと。そういう中で大変苦慮しているというような話をお聞きしたんですたいね。その辺の状況はどぎゃんでしょうか。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

イノシシの被害については、確かに、いろんな声といいますか、県下各地域からどうにかしてくれというふうな声 coming しているのは承知しております。

ことしの2月に、国の方で、農林水産省の方で被害対策特別措置法ができて、それに伴って、少し市町村が主役になって動くという格好はできておるところでございますけれども、まだ今からかなという状況はございます。

お尋ねの有害鳥獣駆除とかいうふうな話なんですけれども、基本的に有害鳥獣の捕獲については、権限は今市町村に、イノシシの場合はおろしております。県が扱うということはないんですけれども、県とすれば、自然保護課とすれば、じゃあ何をやっているかというふうな話ですけれども、もうすぐ狩猟が11月から始まりますけれども、狩猟期における緩和施策。今年度から、イノシシにつきましては、ニホンジカに続きまして2番目の特定鳥獣に現在指定しております、ことしの猟期から特定鳥獣にして、そして猟期におい

て、休猟区においても特例休猟区という考え方で指定しまして、撃っていいと、捕獲していいというふうな格好で臨むようにしています。

こういった規制緩和施策をことしからやるというふうなところでございます。

済みません、ちょっとまとまりませんで。

○井手順雄副委員長 いいです、いいです。

それは、ぶっちゃけた話、鳥獣の保護課が許可出さんもんなど。県の方がやっぱり規制が厳しいと。市はやろうというような気構えがあっても、やっぱりそういういろんな保護をせないかぬという状況の中で面々に云いなはつとが、県の方がもうちょっと緩和、今おっしゃったごて緩和してくればなというふうなことで、それをやっていくということであれば大いにいいことであって、やっぱりイノシシというのは相当被害があるという状況でありますもんですから、そこら辺はもうちょっと緩和措置というのをとっていただいて、いろんな電気さくなんか金がかかりますから、そういう狩猟という形の中で退治していったらいいのかなと要望しておきます。

以上です。

○佐藤雅司委員 引き続き久保課長にお尋ねをいたします。

23ページでございますが、1億300万円という予算、不用額が250万円余出ているということでございます。そのうちの人件費が8,800万円ということですね。

ということでございますが、この間、世界文化遺産、阿蘇は残念ながらカテゴリーI aということでちょっと漏れましたけれども、いわゆる保護管理の基準といいますか、あんまり広過ぎてうまくいかないということで、まだ課題があるということでした。世界文化遺産は、所管課は、県の文化課、教育庁・教育委員会なんです、そこら辺と何か調整は

とられましたかね。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

情報としては、世界文化遺産の情報は入手しております。

現在、阿蘇周辺につきましては、昨年からは、自然公園施設UD整備事業の一環といたしまして、草千里、あるいは阿蘇山上駐車場のトイレについては少し改修を行ったと。この後につきましても、仙酔峡のトイレにつきましても改修というふうなことを予定しておりますので、少しでも阿蘇火山地域周辺の環境改善に努めているところでございます。

○佐藤雅司委員 ちょっと私が申し上げたいのは、教育委員会、文化課とどの程度協議をされたかということをちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

○久保自然保護課長 済みません、ちょっと私とらえ方が悪いかもしれませんが、私どもからということじゃなくて、会議が招集されればそれに出ているという——ちょっと正確には覚えておりませんが。

○佐藤雅司委員 私が申し上げたい趣旨は、今ちょっとおわかりになったかもしれませんが、予算が少ない、そしてしかも県として、阿蘇の市町村と一緒に県も申請者になっているんですね、いわゆる世界文化遺産登録申請の申請者になっているんですよ。県も一緒なんですよ。

そういう中で、県の教育委員会が所管だからということでやっているわけですね。しかし、あの中で漏れた中に、非常にこれからの保全の状況、それから、阿蘇の広大な自然を管理していく、全体的な管理の仕方が課題であるから選に漏れたんだというようなことが実はあるんですよ。

あの中、ちょっと久保課長見られましたか。

○久保自然保護課長 申しわけありません。ちょっと十分承知はしておりません。

○佐藤雅司委員 おかしいですね。やっぱりそういう県が世界文化遺産を目指すと言いながら教育委員会に任せておいて、実はここがものすごく大事なところなんです。阿蘇の市町村も、開発との調和をできるだけ規制もかけて、あるいはこれは条例もつくらないかぬわけですね、県も市町村も実は条例をつくらんと。条例をつかって将来的な保全のことをきちっとやらないけん、文化遺産にならないということなんです。

そういう中での全体的な不用額が出ている、そして予算総額と人件費との関係、それから、事業についてやっぱり戦略的とは言えないんじゃないかならうかと思いますがね。そのところ、これは環境生活部長にもちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

○村田環境生活部長 いわゆる世界文化遺産というものを前面に押し出した形で私どもの今回の決算、あるいは今後の、現在の予算が動いているのには非常に不十分な状況だという認識を持っております。

今トイレの話が出ましたけれども、トイレについてわずかながら手を出せる状況ぐらいが今の予算の状況でありまして、今の御指摘の部分は、単に教育委員会だけではなくて、県全体でそういう阿蘇というものをつくり上げる、保全するというような予算を示すべきではないかという御指摘だと思いますが、そういう意味では、今の我が部の体制としては不十分というふうなことだと思います。

しかし、御指摘の中で我々としてどういうことができるか、それは研究してみたいと思います。

○早川英明委員長 榎木野環境政策課長、何か政策的にもありますか。

○榎木野環境政策課長 御指摘ありましたので、今部長が答弁したとおり、ちょっと部でできることは検討していきたいと思います。

○佐藤雅司委員 実はもう1点、ちょっと申し上げたいことがあるんですけども、それは、環境省、阿蘇に九州地区野生生物事務所というのがあります。そういったところと、いわゆる阿蘇の自然、これを保全していく、これは阿蘇火口を中心にした阿蘇外輪とか、1,200平方キロという広大なところがあるわけですけども、そうしたところを全体的に、上の草原から下のいわゆるなりわいに至るまで、ずっと環境省がいろいろやっているわけですが、その辺との、日ごろから常々考えておるわけですが、どうも環境省と県の自然保護課、こういったところの連携というのがうまくいってないんじゃないかなと、そういったところにこの予算のあらわれ、例えば歳入の面で、環境省が、例えば県にいろんな委託をしながら、いわゆる委託事業として県の事業としてやってくださいよという部分がちょっと少ないんじゃないかなという気がいたしております。その辺の連携について、もう一度久保課長にお尋ねします。

○久保自然保護課長 委員御承知と思いますが、阿蘇地域の事業については直轄事業というふうなものもありまして、これについては十分日ごろから環境省の地方環境事務所とは連携をとってやっているつもりでございます。

それと、ソフト面で草地再生というふうな動きがございます。そういった部分についても一緒になって連携を持ってやっているところでございます。

また、年に1回は、年に1回と言ったら非常に語弊があるかもしれませんが、親密さを保つというふうな部分で連絡会議等もやっております。情報交換は十分やっているつもりでございます。

○佐藤雅司委員 最後に、阿蘇の自然は、御存じのとおり、手つかずの自然ではありません。御承知のとおりです。やっぱり人の手によって守られてきました。だけど、ものすごい少子高齢化の中、阿蘇はもう阿蘇の住民だけでは守れない、だから都市の住民が皆さん一生懸命守ってくれている、そういう状況もあるわけですから、ぜひともこれから、環境省あるいはいろんなNPO法人と連携をしながら、この辺の歳入についてもぜひ、なかなか県は厳しいので、そうした環境省の事業を引っ張り出すとか、県で積極的な世界文化遺産に向けても、そこ辺とも連携しながら、ひとついろんな大きな角度から、これは熊本県の財産だと思うし、私たちも、そうしたいろんな工場誘致ばしたいとか、そういうことは考えてないわけですから、県民のために残さないかぬと、あるいは九州のために残さないかぬという気持ちを持っているわけですから、その辺、地元のこともしっかりしんしゃくをしていただいて、今後取り組んでいただきたいということでございます。

以上です。

○早川英明委員長 いいですか。

○佐藤雅司委員 はい。

○早川英明委員長 答弁要りませんか。——要りませんね。

○氷室雄一郎委員 鳥獣保護に意見が集中していますが、私も、鳥獣保護費につきまして、この不用額600万円余が生じたちょっと

理由を説明していただきたいんですけれども。

○久保自然保護課長 鳥獣保護費でございます。

先ほどちょっと特定鳥獣適正管理事業について例示いたしました。これの内容については、ニホンジカの捕獲補償金というふうなものを計上しております、これに伴う経費減と。具体的に申し上げますと、昨年度の実績が8,000頭の当初に対して実績が7,100頭というふうなことで、約900頭弱余ったのが主な原因でございます。

○氷室雄一郎委員 何で聞いたかという、この鳥獣保護センターは、一部廃止、縮小という方針が打ち出されているんですけれども、私は部長に1つ尋ねたいんですが、この役割を終えたのか、あるいは経費節減の上から非常に削減しやすいといえば語弊がありますが、その辺の戦略の上からこういう方針をもう既に打ち出されておると思う。非常に重要な役割を持っておると思うんですけれども、また、町との役割分担も十分県が求めていかなきゃならぬのだと思うんですね。非常に私は重要な役割を果たしてきたと思っているんですけれども、その方向性について、こういう予算の不用額も生じておると、なおかつこういうところも削減をしなきゃいかぬのかと、ちょっと部長にお尋ねしたいと思います。

○村田環境生活部長 鳥獣保護センターは、今年度で廃止する条例を御提案するという方向で今作業をやっているところなんですけれども、御船町にあります鳥獣保護センター、いわゆる来館する県民の方々、あるいは利用の実態等々からして、現実に施設の老朽化あたりも含めて、これはもう維持するのに大変困難な状況になっております。

ただ、県民の方から最大の需要が高いのが、いわゆる傷病鳥獣の保護でございます。県民の方々が、例えばいろんな鳥やけものがけがをしているものを持ち込まれます。それが結構数的にもございまして、これについては、もうそういうのはほっとけというわけにはいかない状態でございまして、傷病鳥獣の保護の機能だけは残す形にして、全体については見直すところで今準備をして、作業をしているところでございます。

あとの施設等々については、地元御船町でも十分お話をさせていただきながら、今後のことについて御相談していきたいというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 町との話し合い、状況だけちょっとお願いいたします。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

4月から、町との打ち合わせと申しますか、一応方向が縮小するというふうなことの公の施設を廃止するというふうな考え方が出ておりますので、それに沿った形で、町との土地契約の見直し、これについては現在無償契約でやっておりますけれども、変更という契約をいつの時点で持つかと。一応これまで6回ほど会合を重ねておりますけれども、その方向性は、変更契約は今年度中にするというふうなことで合意を得ていると。

あと、町の利用計画については、現在のところはっきりしたものはまだ定めておりませんが、それについても逐次打ち合わせをしながら今後詰めていきたいというふうに考えております。

○濱田大造委員 10ページで質問があるんですが、チッソに対する特別貸付金、金利がじわじわ上がっていると思うんですが、何で下がったのかというのが1点目でして、それと

あと、チッソは過去最高益を上げるぐらいになっているのにいろんな貸付金をいまだにしていると、これはちょっと県民からしてみれば理解が得にくい時代になったんじゃないかなと思うんですが、それについてどうお考えなのか。

○植木野環境政策課長 まず、2番目の御質問の方からお答えをしたいと思いますけれども、これは水俣病特別委員会の方でも非常に問題になりまして、今のチッソというのは、昔に比べれば非常に営業成績がいい、特に液晶関係について非常にいいと。そういう中であって、実はこの12年に決まりました抜本支援策で算定式があるんですけども、これは3年に1回見直すことにしているんですけども、これの改算によりますと、租税公課が生じた分だけ県への償還金というのは減ってきたと。ただ、チッソの内部留保金については非常に営業成績に比例して営業成績がいいということで、そのような状態のもとでチッソが患者救済に応じないのはいかがなものかという議論が今あっております。

それで、ことしにつきましても、そういうことでチッソに対しても強く患者救済に応じるようにという御指摘いただいとるものから、環境省と一緒に今説得をしているところでございます。

具体的には、何を講じることができるかと環境省ともいろいろお話ししましたんですが、4回県債の償還の時期がありまして、9月1日、25日、3月1日、3月25日ということで、9月の償還に当たっては、特別県債については発行しないと、県の方のは発行しないと。その分はチッソが全体的に払う分から、大体4回ありますので、均等に払って、全体の割合で案分比で大体払っていたところを、もうチッソの償還を一番先に充てるとか、国庫補助金で充てるということで対処をいたしましたところでございます。



そういうことで、今後とも、やはりそういう状況のもとでチッソが応じないということについては、県議会初め我々も非常に問題だと思っておりますので、この点についてはまた今後できるだけ手当てを講じてまいりたいと思います。

1点目につきまして、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど先生の方に資料をお持ちしたいと思います。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 地球温暖化対策についてちょっとお尋ねをします。

この地球温暖化対策推進事業でございますけれども、本年度といたしますか、昨年度で各市町村に策定マニュアルの働きかけを行っていらっしゃいますが、3月末で、48市町村中40市町村が策定をされたということでありまして、その後、状況をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○森永環境政策監 環境立県推進室の森永でございます。

今のお尋ねの件は、資料の主な施策の成果の75ページにある記述だと思いますが、今現在、6月末の取りまとめをやったところでございますが、策定済みの団体が41団体、1団体ふえた形になっております。

この後、さらに改訂、まだ作業中のところもございまして、引き続き県で研修会を開催したり、あるいは個別に各市町村に働きかけて策定に向けての指導をやっていきたいと思っておりますので、もう少し数字的に上がってくるかなと思っております。

○早田順一委員 県の方で、条例で環境基本計画に基づいて行われていると思っておりますけれども、実際、平成22年ですか、京都議定書と同じく国と合わせて6%削減をするというこ

とで国も計画を立てておられますけれども、実際目標はあってもそういった状況であるならば、達成というのはどうなんでしょうか。

○森永環境政策監 今のお尋ねの市町村の計画につきましては、これは、各市町村が温暖化の法律に基づいて、いわば率先行動ということで、市町村のいわゆる事務事業についての計画を立てるというものでございます。

今、委員ございました県全体の平成22年6%達成というのは、いわば県全体、行政だけじゃなくて、いろいろ民間を含めたトータルでの目標ということでございますので、そういう意味で、市町村は、県もそうなんですけれども、率先して実現に向けて努力するのは当然ではございますが、この達成に向けては、国の方でも京都議定書の目標達成計画という省庁にまたがる計画も立てておりますし、そういうものと連携して、県として、例えば、この8月には県民総ぐるみ運動の推進会議という新しい組織体も立ち上げておまして、削減に向けての新たな施策、あるいは県内統一行動として、例えば、ノーマイカーデーであるとか、温度設定の話でございまして、10月にやっていますマイバッグ運動とか、実際効果があって、できるところから今取り組むところでございまして、このもろもろの施策の充実、広がりをもって達成に向けて努力しているところでございます。

○早田順一委員 なかなかこれは見えにくいところなんですけれども、森林での吸収とか、そういうものは国の補助金とかついてわかりやすいんですが、その他のことが、なかなか市民運動となってあらわれていないような気がします。今のような状況で果たしてその目標が達成できるのかということ、本当にちょっと大丈夫かなという気がいたしますので、ぜひとも頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

それともう1点、ちょっとアスベストのことでお尋ねをしたいと思います。

14ページ、アスベスト環境調査等事業で180万円ほど予算がつけられておりますが、これはどういった内容でしょうか。

○福留環境保全課長 環境保全課でございます。

この内容につきまして御説明いたします。

これは、特定粉じん排出等作業立ち入り、要するに、解体工事、アスベストが吹きつけられている建物の工事をするとき、2週間前に施工業者が届け出をするというふうになっております。その届け出が出た時点で直ちにそこに立入検査をするということと、それから一般環境の調査を現在毎年行っております。一般環境の調査、それから、あと、吹きつけアスベスト使用施設等の把握、そういう主に予算的には届け出指導、対象としている届け出の指導、それから出てきた届け出に関する立入検査、そして実際に測定をしてみると、そういう中身でこの事業は構成されております。

○早田順一委員 そういう調査をされて、このレベルが高いということで除去作業ということで県の方から指導があるわけなんですが、その後の除去作業の状況というのはどうでしょうか。

○福留環境保全課長 今まで調査を解体に伴ってやった中では、そこまで、一つの目安としては、空気1リットル中にアスベスト繊維10本という数値の基準目安があるんですけども、そこまで至ったことはございませんでした。

○早田順一委員 ということは、去年は除去作業はされてないんですかね。

○福留環境保全課長 除去作業はやっておりますけれども、立入検査等含めて解体時の調査、これはやっておりますが、基準と、目安としている空気1リットル当たり10、これを超えるような数値の作業はなかったということでございます。

○早田順一委員 その基準を超えてなければ、別に除去作業というか、そういうのはしなくていいわけですかね。

○福留環境保全課長 いえ、除去作業をするに当たっては、決まった除去作業のやり方というのがございます。周辺に飛び散らないように、飛散しないようにきちんと覆いをする、それからビニールシートで養生をする、そして吹きつけてあるところには、飛散しないような形で飛散防止剤を吹きつけてはぎ取ると、そしてはぎ取ったやつはきちんと廃棄物処理できるような形で袋詰めにして搬出するという、そういう一連の流れがございますので、それはそれできちんとやられていたと。そういう作業の中で幾つか測定をしてみたけれども、測定値を超えるものはありませんでしたということでございます。

○早田順一委員 何かわかりにくいですね。ということは、去年は、基準値を超えてないから、要は除去作業の現場とかそういうのはなかったということですかね。去年が何か40件ほどあって、本年度に5件ほどと少なくなっておりと、ちょっと書いてあるんですから。

○福留環境保全課長 確かに除去作業そのものは、だんだん施工が進んでいきますと数が少なくなってまいります。除去作業そのものはやられているわけですが、その作業そのものはきちんとルール化された方法でなされていると、飛散しないような形で。そう

いう飛散しないような形の中でも、幾つか県の研究所の方で器械を持って行ってはかってみたこともあるけれども、周辺への環境の漏れはなかったということでございます。

あくまでもやり方というのは、飛散しないような方法、やり方というのを決められておりますので、それでやられてはおると。

○早田順一委員 私が言うのは、やり方じゃなくて、例えば熊本県の中でアスベストを使って吹きつけとかやっているところがありますよね、その公共物件以外でも。だから、そういうのが、要は、危ないところの、レベルが高いところの作業が進んでいるかどうかですよ。

○福留環境保全課長 これにつきましては、まず、いろいろ施設調査をやっております。例えば県有調査では、1,341の施設調査やりました、そのうち39の施設に吹きつけが使われております。そのうち対策済みが、既にもう除去されている施設が39のうちの31、残りの8つについては、使われているけれども、きちんと封じ込めがしてありまして、現在外に飛散しないような状態ですが、定期的に空気中のその部屋の濃度ををはかるといふ、監視という形で現在それをやっている。

○倉重剛委員 一般を聞いているんでしょう、民間を。民間を言わなくちゃいけない。質問が違うよ。

○福留環境保全課長 民間建築物についてもいろいろ施設調査をやっておりまして、床面積1,000平米以上の建築物については3,147調査をやっておりまして、使用施設が251ありました。そのうち99は対策済みでございます。もう除去してあります。残りの施設については、労働基準局と一緒に立入検査等をして指導を継続しております。

○早田順一委員 指導されて前向きに進んでいるんでしょうか。

○福留環境保全課長 前向きに進むようには、国と一緒に、基準局と一緒に立入指導をしているところであります。

○早田順一委員 ちょっと疑問に思ったのが、要は予算、除去するのにお金がかかりますよね、何百万円か何千万円か。そのときに国が3分の1、県、それから市町村が3分の1、それからその世帯主が3分の1の負担だったと思いますけれども、県とか市町村のそういうお金があるのかどうかですよ。そういうのがなければ、やっぱりなかなか世帯主の人もお金がある程度ないと、今こういう厳しい時代ですから、できないと思うんですが、その点をちょっと聞きたかったんですけどね。

○福留環境保全課長 融資制度につきましては、経営金融課の方で融資制度があるということでございます。

○早田順一委員 補助のことですよ。

○倉重剛委員 民間が撤去するときの補助金があるかということなんだよな。

○早田順一委員 そうです。

○福留環境保全課長 ちょっとその辺、今情報を持っておりませんので、それは調べましてまた御報告したいと思います。

○早川英明委員長 よろしゅうございますか。

○早田順一委員 私が思ったのが、要は、除

去が進まないのいろいろな民間のところであるのが、そういった補助が少ないから、作業というか、そういうのが進まないのかなと思ってちょっとお尋ねをしたんですけどね。

○早川英明委員長 民間あたりの補助がどうなってるのかというのは、ここでわかりませんか。

○福留環境保全課長 環境保全課です。

今ここに手持ちは持っておりませんので、それがあつかどうか、どういう形であるか、それは調べてまた御報告したいと思います。

○池田和貴委員 関連してですけれども、このアスベスト問題については、最近マスコミでは一時下火になったんで、余り皆さん意識はなかと思えますけれども、ただ国は、何か大分法律が整備されてきていますね。来年度は、関係の4万棟分ぐらいの予算が出てますよね。アスベスト調査、使われているかどうか、調査についてですね。そういった意味では、やはり県の公害規制をされている担当課がきちんとその辺は押さえておく必要があると思うんですけども、これはよろしく願いますよ、本当に。

○福留環境保全課長 これにつきましては、ここに県、それから関係自治体、一緒に取り組むということになっておりますので、そういうことを踏まえまして、今おっしゃったように、国も調査をやっていない施設についてはさらにやっていくということで、県の建築課の方がその窓口になっていますが、それとはほかに、救済していくという方向での救済策も出ておりますので、両面からさらに進めていきたいというふうには考えております。

○早川英明委員長 早田委員の方には、今のやつは後で説明をしとってください。資料も

ね。

○福留環境保全課長 わかりました。

○森浩二委員 33ページの食の安全・消費生活課ですか、消費者行政推進費について、経費の節減に伴う執行残とありますけれども、こういうのを経費の節減はどういうふうにすつとですかね。生活相談事業とかそういうの。

○山地食の安全・消費生活課長 消費者行政推進費についての不用額で、経費節減に伴う執行残の中身についてでございますけれども、例えば、消費生活アドバイザーというものを、市町村に対して相談事業を行うに当たって経験、ノウハウをお持ちの専門家を派遣するといったような事業を計画しておったんですけども、これが、5市町村、合計40日で予定しておったところ、申し込みが1市町村からしかございまして、それに伴う報償費の執行残が生じたでございますとか、あるいは、例えば消費者の方が訴訟を行うための費用というものを我々貸付金として用意するという制度がございまして、これにつきまして、貸し付けのお申し込みがなくて、その貸付金の全額が執行残として40万円生じるといったような執行残が生じておるところでございます。

○森浩二委員 40市町村に何て言われたんですか。

○山地食の安全・消費生活課長 5市町村で40日間です。

○森浩二委員 やってくださいという啓発とか、そういうのはしよつとですか。

○山地食の安全・消費生活課長 以前から行

っている事業でございまして、御案内は十分しておるつもりなんでございますけれども、なかなか市町村の方も余裕がないということでお申し込みが低調な状況でございます。

○森浩二委員 要するに市町村もお金がかかるといことですか、しないといことは。

○山地食の安全・消費生活課長 こちらの方でアドバイザーの派遣自体についてはやるんですけれども、それをする専従の相談員を臨時で雇ったりするような費用というのは当然市町村の方で御負担いただくことになっていて、なかなかそういう方、御負担が難しいというような状況でございます。

○森浩二委員 今消費者行政というのは一番食の安全ということでありまして、なるべくそういうのを開催できるように、市町村にもう少し働きかけてやってもらいたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員 関連でいいですか。

○早川英明委員長 はい。

○高野洋介委員 山地課長にお尋ねしたいんですけれども、この高齢者等を悪質商法から守るモデル事業として宇土市と宇城市に補助を出していますよね。補助を出して、その結果というか、その両市からどういうふうな結果が得られましたか。

○山地食の安全・消費生活課長 ちょっと済みません、詳細な結果は手元にないので数字をお示しすることはできませんけれども、それぞれ毎週1回なり相談会をお開きになって、それぞれお申し込みがあつていて、相談者としての実績が上がっているというふうに

お聞きしておりますし、また、それぞれ広報を行われたりとか、勉強会、講座を開かれたりなどして、両市とも、実績をお上げになるとともに、その必要性についても非常にお感じいただきまして、引き続き相談員を置くというふうな契機になった事業というふうに承知しておるところでございます。

○高野洋介委員 一応県が補助を出しているんだしたら、きちんとした数字を出しながら、どういった件数があつたとか、そういうことをやっぱり確認をする必要もあるでしょうし、新聞で見たんですけれども、熊日さんだつたと思いますけれども、警察とその銀行と連携をしながらしていくという話は聞いているんですけれども、県が、山地さんのところの課が入ってからするような話はちょっと伺ってなかつたもんですから、一応県と県警と銀行とが連携をしながら、こういうオレオレ詐欺とかのやつでしょう、これは。今巧妙化しているらしいんですよ。何か話を聞くと、最初に、じいちゃん、ばあちゃんに電話をして、おれの携帯番号が変わったけん教えておくけんみたいな感じで連絡があつて、後日、事故があつたとか、そういう事例があるらしいですので、県からも、そういう事例なんかも、啓発活動をぜひとも県警と連携をしながらやっていただきたいなというふうに思っておりますけれども。

○山地食の安全・消費生活課長 実績についてはきちんとして数字も御報告いただいております。私が今手元にないので、今申し上げられません。申しわけありません。

それから、オレオレ詐欺の連携についてでございますけれども、県警と銀行等が御協力してという話もありますけれども、我々も、消費生活センターの方で、オレオレ詐欺、それから、それだけではなくて、悪質商法等、

やはり高齢者の方々の被害、相談ふえているということは承知しております、県警等とも連携しながら、また、委員おっしゃったとおり、さまざまな事例についてすぐに、消費生活センターに入った相談事例について、緊急注意報として出したりとか、あとは、出前講座も非常に多くやって、100回超える講座やっておりまして、自治体等から高齢者の方向けの講座をやってくれというようなお申し込みもあって、職員を派遣して非常に御好評をいただいている講座もたくさんやっておるところでございます、連携もしながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

○高野洋介委員 要望なんですけれども、こういうのは、恐らくお年寄りの方々が、助けようという思いでいろいろされる部分があると思うんですよ。今世間では、オレオレ詐欺とか、そういうふうなのがあるにもかかわらず、まだ件数も金額もふえているらしいので、ぜひとももう一回、山地課長に言うのもなんなんですけれども、もう一回連携をちゃんととって、一件でもなくすように、もう全面的に打ち出して頑張っていたきたいというふうに思っております。

以上です。

○山口ゆたか委員 関連してお願いします。

主要な施策の成果の中の70ページに記載してあるんですが、消費者行政推進対策事業ということであっております。その中で、消費生活に関する苦情及び相談処理1万2,568件というふうに出されてまして、うち、苦情処理が1万1,507件ということになっております。相談処理で処理された分が残りの1,061件ということだと思いますけれども、実際相談処理ということではどのような形で行われているのか、相談処理というのが私も抽象的でわかりませんで、実際民事に訴えかけたりと

か裁判のお手伝いまでされたとか、そういうのはあるんですか、紹介とかですね。

○辻本消費生活政策監 消費生活センターでございます。

ただいまの昨年度の実績の1万2,568件についてでございますが、これは、苦情件数、そのうち苦情が1万1,000というその差につきましては、問い合わせといいまして、例えば、梅干しの漬け方でありますとか、この製品について虫が食ってるけど、これはどういうことだろうかとか、そういった生活に係る簡単な問い合わせというのがその差でございます、残りは、ほとんど多くの部分が契約に関する相談であります。

来所と電話相談と受けておりますが、約9割以上が電話の相談でありまして、その中には、その場で法律によって相談員の回答できちんとクーリングオフとか回答できるもの、あるいは業者との間に入ってあっせんを行うもの、また法律相談につながるもの。大体相談がありましたら、ほぼ消費者の立場に立って、ある程度ほとんど消費者が——できない部分はできないと申し上げるんですけれども、解決する、非常に解決に近いところまで相談員がアドバイスしながらやっているのが実情でございます。

○山口ゆたか委員 まあ、解決に向けて鋭意努力いただいておりますということでもありますけれども、じゃあ、その処理された中で解決に導くことができたなあというのは何件ぐらいあるんですかね。

○辻本消費生活政策監 それにつきましては、もう少し具体的な数字を先生の方にお示ししたいと思いますのですが、本当に高い割合で解決まで導いております。

例えば、最終的までできないというのが、多重債務相談等があります。借金がありまし

て、その整理をして再生に導くというのがありますけれども、消費生活センターでできるのは、弁護士あるいは司法書士等の法律の専門家までつなぐ、そこまではきちんと導くようにしております、最終的に、自己破産でありますとかと民事再生とか、そのところは法律家でないとできないところですので、消費生活センターでできるところに関しましては、消費者の立場に立って、かなり高い割合で解決に導いているというふうに思っているところがあります。

○山口ゆたか委員 裁判で解決とか、そこまでは私も要求しませんけれども、実際そういった相談処理に対して、実は満足度が高いか低いかということだと思えますよね。実際消費生活センターができる分野というに限られておりますので、そこは理解しているつもりで、消費生活センターのありようを皆さんから高く評価されているのかされていないのか、このあたりが実は主要事業の説明でもあいまいでございますので、評価でもあいまいでございますので、もうちょっと詳しく聞いてみようと思ったんですけれども、さまざまな消費にかかわる分野というか、そういう軽易な相談までであるということは私も知りません、それは申しわけなかったなと思うんですけれども、いかなる方法をとっても、現状としては、消費生活センターの満足度というのは精査するのは難しいということなんですかね。

○辻本消費生活政策監 私どもとしては、大変満足度は高いというふうに自負しているところではありますが、客観的な数字で、アンケート調査でどんなふうに消費者が感じたかということについての調査をしたことはございませんが、まあ、相談の中で、あっせん解決したもの、あっせんが不調であったもの、そういうところの統計はとっておりますので、

そのことについてはお出しすることはできませんけれども、ちょっと済みません、この場には持ち合わせておりません。

○山口ゆたか委員 県民の一助になっていただければということをお願いしますが、確かに今消費者行政難しいなど。昨日でもありますけれども、留学、あのあたりも相談もあったんじゃないかなど。さまざま多様に受け入れていかなければいけないので、センターとしても、なかなかこうやってみると予算も少のうございますし、もうちょっと多角的に相談に応じられるように予算配分が必要んじゃないかなというふうにもちょっと——269万、そのくらいしかないんですよ、全体で。このあたりにももうちょっと費用……(発言する者あり)2,600万円も入ってくるかもしれぬですけれども、実際推進ということなんで、割り振っていくとこっちはないので、そのあたりは加味しながらも、消費者庁の話もありますので、このあたりも今後参考にしながら、私たちもしっかりと安心をちょっと担保できるようにしていかなければいけないなどは思っておりますので、よろしくお願いします。

○池田和貴委員 ちょっと関連してよかですか。

○早川英明委員長 はい。

○池田和貴委員 済みません、消費生活センターで、関連してよろしいでしょうか。

例えば、ちょっと運営で今消費生活センターの方に、この間の事故米の問題で、例えば、消費生活センターの方に、こういうカビのついたそういったものを売っている事業所があるよという電話がもし入ってきたとしたら、消費生活センターとしてはどういうふうに対応されるんですか。

○山地食の安全・消費生活課長 消費生活センターの方にも御相談は30件弱来ておるところでございます、主な内容は、手元にある米が大丈夫かとか、手元にある、報道されているメーカーの酒ないしは菓子が大丈夫かと、あとは、自分が持っているお菓子は、事故米が流通している店に該当するののかといったような問題ございまして、先生がおっしゃったようなお問い合わせというのはないところでございますけれども、もしもそのようなことがあった場合には、まず、その商品自体問題があるのかどうかというのを調べる機関を御紹介したりとか、あと、もっと具体的な情報である場合には、その事業所への調査といったようなことができるように、関係機関と連携しながら手配するといったことになっていくと思います。

○池田和貴委員 消費生活センターで、そのそういう情報があつたときに立ち入りするところまでは多分できないはずですよ。それは、それを所管するところにきちんと通報して連携するような仕組みが必要だと思うんですけども、そういった意味で、消費生活センター、たしかここの行政棟内にはなかったですよ。ちょっと離れた市内の方にあるんじゃないかなって思いました。その辺は連携する上で不便を感じることはありませんか、そういう地理的な条件で。もちろん近くにあった方がいいんでしょうけれども、その辺が今後消費者行政が必要だと、非常に重要だと思われたときに、そういう場所が離れていることに対してはどういうふうにお考えですか。

○山地食の安全・消費生活課長 先ほどのような例の場合には、例えば担当の保健所等と連携しながらやっていくということになりますので、保健所が庁内にあるわけではござい

ませんので、電話なりで連携しながらやっていくということになるかと思えますけれども、おっしゃったとおり、さまざまな法律、所管のところと緊密な連携が必要だというのは感じておるところでございます、県庁内への移転ということも含めて検討していきたいと今考えておるところでございます。

○池田和貴委員 最後です。

私は、何を言いたいかというと、まず、消費者からの第一報をやはり重く受けとめなければいけない時代に来ているのかなという気がするんです。もちろん、そこで何でも初動がどういったかによって被害を食い止められる場合もある可能性があるんですよ。そういったことが重要だと思っていますので、そういった意味で消費生活センターのこの活動は非常に重要だと思っていますので、情報を密に連絡をしていただきたいということです。

以上、要望しておきます。

○山口ゆたか委員 あと1個いいですか。すぐ終わります。済みません、ちょっと1個思い出しまして。

主要事業の73ページに、次世代育成支援行動計画の推進ということで掲げてありますけれども、歴史的、今までの経緯を含めて青少年プランの発展に移行させということがありますけれども、実際次世代育成ということで、地方分権一括法のもと、地方公共団体でも計画を策定しなさいよということで進んだのは理解しておるところでありますけれども、今の状況で、各市町村の計画、県の計画等々を見ても、かなりの差異があるなあとこういうふうに思っております。そのあたりを、次期の計画策定に向けて、やはりある程度熊本県として集約して市町村に対して情報を提供すべきであろうなということも考えられます。



今内容を見ても、今までやっていた事業等々を記載してあるだけです、やはりそれは、熊本県としてやっぱりこの計画をどう行動に移していくのか、大事なことだろうと思います。

そしてまた、特定事業主、規模の大きな、行政の内部でもそうですけれども、策定しなければいけない、それがちゃんと履行されているのか、そういったことも監視していくことも重要だろうというふうに感じております。

何よりも、今教育振興基本条例の話が教育庁の方でっておりますけれども、まさにその次世代育成の方も、今までの内容を見ていくと、どうも停滞しているんじゃないかという危惧を持っております。このあたりをやはり強力に推進させていただくように、行政サイクルでいうとP D C Aですかね、そのあたりをしっかりと含めながら使っていくと、この計画を履行してほしいなあとというふうに要望しておきます。

以上です。

○福島和敏委員 済みません、水環境課にお尋ねします。

私は八代に住んでいるんですが、八代市民は長年ずっと地下水を、私たちは地下水以外使ったことないような、ずっと市民が多いんですが、その八代市に、住宅地の真ん中に大きな工場が2つあるんですね。日本製紙と興人、工業用水も使いながら水も相当使っているんでしょうけれども、その周りの人たちが、おれたちの生活で使っている水は大丈夫かなと思うのは当然のことですね。

そういう不安があるもんだから八代の保健所に相談をしたら、やっておりますと。どうやっておるかという、八代市と県と地域を分けて何年かごしにやっているわけですね、何年かごしやっている。たしか3～4年ごしに地域を分けてやっているようですね。やっ

ぱり水は上から下に流れるわけですので、その下流に住んでいるところに、私もその一人ですが、地域の皆さんが心配されるのは当然ですよ。

しかし、八代の保健所の対応では、これは定期的にやっているんだからその地域だけ早めるということはできませんと、もし不安があれば保健所に自分の水を持ってきてください、ただし有料ですと。その有料が結構高いんですね。何か保健所の対応が、その相談した人に何か呼びつけるみたいな形で、不安なら持っておいでよと、検査してやるよというふうな高慢な態度だった、あれは福島さん許せんよと非常に怒って電話してこられたんですね。

だから、やっぱりルールとか何とかはあると思いますけれども、特に地下水を——その中で、あなたは地下水に対して不安があれば水道を使ったらどうですかと、こう言ったんだそうですよ。それに対しても怒っていらっしやいましたけれども、特に、日本製紙は八代の上の方にあるし、その下に興人がある、その間に水無川が流れている。その水無川に工業用水を流していると、その沿線におる人たちは大変心配だろうということはわかりますね。

それに対して県の姿勢というんですか、そういう面で、何かこの辺をPRだとか、安心ですよとかという、そういうものまで含めて何か対応すべきじゃないかな。これは地下水使っているの八代市だけじゃないと思いますからね。熊本市も含めてたくさんの市が使っていますので、何か考え方、見解をいただければ。

○小嶋水環境課長 熊本県は、特に、今先生おっしゃられましたように、地下水に対する依存度というのが非常に高い県でございます、私どもの方も、地下水の水質の保全に向けていろいろな取り組みをさせていただい

ております。

それとともに、水質汚濁防止法に基づきまして、工場、事業場等の排水、これにつきましては、それぞれ排水のところで採水の検査をやったりとか、そういったことはやっておりますが、今の先生がおっしゃられましたのは地下水のことでございますので、特に八代地域につきましても、地下水の依存度が非常に高くございます。

それで、それぞれ地下水につきましては、例えば新規の概況調査ということで、いろいろ県内の井戸の調査を県の方でいたしまして、そして地下水の状況を調べる調査でありますとか、6種類ほどの調査をそれぞれやっております。例えば、汚染井戸の調査でありますとか、定期のモニタリング調査とか、あるいは汚染井戸の周辺を調査してみたりとか、そういう調査もやっております、さまざまな取り組みをやっているところでございます。

ただ、今おっしゃられましたように、そういう具体の心配等があれば、保健所等でもきちんと対応をしていただく、これは当然だと思いますので、そのあたりのところ私どもの方もちょっと状況を聞いてみまして、また、それぞれ先生の方にお答えをさせていただきたいと思っております。

個別の地域の問題でございますので、ちょっと把握をさせていただきたいと思っております。

○福島和敏委員 今、私、質問の視点は2点あるんですね。1点は、そういうど真ん中に工業用地がある、実際稼働している、その地域の人たちは心配ですよ。心配ですよということが1つ。

もう一点は、やっぱり八代保健所の対応ですよ。あなたは町内長さんですか、何か市民の代表は町内長じゃないとかぬような返答ですよ。問題が、心配ならば水道を、そこのおたくのあれは通ってますから、水道にか

えられたらどうですかと。こういう話でしょう。そして、もし心配ならば保健所に持ってきてください、有料です。こんな何か市民の感情を逆なでするような話じゃないですか。だから、もっとやっぱり地下水に対する依存度が非常に高いということであれば問題じゃないかなと思うんですよ、対応を含めてね。

ぜひその辺を——私に返事なんか要らないんですよ。県の対応として考えるべき姿勢じゃないかなと思うんです。

○早川英明委員長 他に、ありませんか。

それでは、以上で環境生活部の質疑は、これで終わります。

午後1時から土木部審査を行います。

午前11時38分休憩

午後1時1分開議

○早川英明委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより土木部の審査を行います。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順番に説明をお願いします。それぞれ着座のまま結構でございますから。

初めに、松永土木部長。

○松永土木部長 それでは、着座のまま説明をさせていただきます。

平成19年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、各部局の共通事項として御指摘のありました「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られ、成果も上がっているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、滞納者、債務者の所得等の把握に努め、法的手段を含めて適切な徴収

対策を講じること。」についてでございます。

収入未済の解消につきましては、督促状の送付、電話や面談による督促はもとより、所在確認調査や資産調査の実施、夜間や休日徴収を実施するなど、収入未済の解消に努めております。また、県営住宅使用料につきましては、明け渡し訴訟や強制執行、即決和解などの法的措置の積極的な実施及び取り組みの強化など、徴収促進に努めてきたところでございます。

今後とも未収金の解消に取り組んでまいります。

次に、土木部関係の御指摘としまして「地域の重要な産業である建設業は、公共事業の減少に伴い、厳しい状況にあることから、発注制度全般の見直しに取り組むなど、技術と経営にすぐれた企業の育成に努めること。」についてでございます。

一般競争入札の拡大や総合評価方式の試行拡大により、入札・契約制度の透明性、公平性を高め、技術と経営にすぐれた企業が育成される競争環境を整えるとともに、建設業の法令遵守対策に努めてきたところでございます。

次に「都市計画法の開発制度については、その法の趣旨に基づいて適切な運用に努めること。」についてでございます。

開発制度につきましては、市街化調整区域内で一定の開発を認める集落内開発制度の開始により申請件数の増加が予想されるため、その適切な運用にさらに努めるとともに、違反に対しては、実態を詳細に把握し、都市計画上の支障、違法性の程度等に照らし、悪質なものについては法的措置を含め適宜対応してまいります。

続きまして、土木部の平成19年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、平成19年度歳入歳出決算総括表で御説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして収入済額が606億2,893万9,000円、不納欠損額4,906万3,000円及び収入未済額3億2,071万5,000円となっております。

不納欠損額の主なものは県営住宅使用料及び土石採取料となっております、また、収入未済額の主なものは県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済額との差は、主に翌年度への事業繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして支出済額が1,336億1,419万7,000円、翌年度繰越額は263億2,593万2,000円、不用額12億4,229万4,000円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、地元住民や関係機関との調整に時間を要したこと、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したこと等により、工期が不足し、やむを得ず平成20年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額の主な理由は、国庫補助金、負担金の内示減及び経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、平成19年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明を申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○早川英明委員長 引き続き、各課長の説明をお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございます。

お手元の決算特別委員会説明資料の説明に先立ちまして、今年度、定期監査におきまして監理課関係の報告・公表事項がございます

ので、最初に御説明をさせていただきます。

報告・公表事項は、工事契約違約金未収金等、平成19年度末現在で160万5,000円について、改善は見られているものの、引き続きその解消に努めることとさせていただきます。

これは、工事や業務委託の請負契約を締結した業者が、倒産等の理由で工事等完成することができなくなりましたため、契約を解除した際の違約金、それから、前払い金の出来高不足を返納する際の利息相当分が未収金となっているものとさせていただきます。

現在、会計規則等にのっとり、これらの解消に向けて努力しているところでございますが、詳細につきましては決算説明資料の中で御説明をさせていただきます。

それでは、決算特別委員会説明資料をお開き願います。

まず、2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

2ページから3ページにかけての使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページ中段の国庫支出金、それに、3ページから4ページの財産収入につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、4ページ中段の繰入金につきましては、用地先行取得特別会計、それから、幹線道路整備基金から一般会計への繰入金で、不納欠損額、収入未済額ともございません。

4ページ下段の2項の諸収入でございますが、5ページ2段目に記載をしております建設業振興資金貸付金回収金につきましても、予算現額5,000万円に対して収入済額が1,000万円となっております。

これは、県から金融機関に預託を行いまして、公共工事の施工に必要な運転資金を熊本県建設業協同組合を通して施工業者に融資をしているものでございますが、備考欄にありますとおり、建設業振興資金の利用実績が少

なかったというところから、銀行への預託額が少なくなり、それに伴い回収金が減ったことによるものでございます。

また、5ページから6ページの雑入についてでございますが、収入未済額160万円のうち、工事契約違約金につきまして69万2,000円、6ページの雑入につきまして90万8,000円が収入未済となっております。

これは、先ほど申しあげました定期監査の報告・公表事項でございます。請負業者が倒産によって契約解除された場合、違約金と前払い金の出来高不足分を返納する際の利息相当分を請求したものでございまして、代表者の死亡あるいは行方不明のために収入未済となっているものでございます。

現在、分納中のものにつきましては、分納を促進して未収金の解消に努め、また、代表者所在不明等につきましては、引き続き所在確認調査や登記簿の確認などによりまして法人の動向に注意をするなど、適正な債権処理による未収金の解消に努めてまいります。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

土木総務費において4,090万9,000円の不用額を生じておりますが、これは主に人件費の執行残及びCALS/EC事業等の入札に伴う執行残でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきまして、4,761万円の不用額を生じております。これは、歳入のところでお説明をいたしましたが、建設業振興資金貸し付けの利用実績が少なかったことなどによる執行残でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

歳入についてでございますが、財産収入、県債、繰越金とも不納欠損額及び収入未済額はございません。

2段目の県債につきましては、予算に対し

て14億6,700万円の減となっておりますのは繰り越しによるものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、道路新設改良費の2,175万8,000円の不用額は、用地取得等の執行残でございます。

なお、中段の公債費につきましては、借入金の減により償還する額及び利子が減ったものでございます。

次に、別冊でございますが、決算特別委員会附属資料の方をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

まず、CALS/EC事業の3,486万円の繰越額につきましては、他のシステムとの連携、調整に時間を要したため繰り越しとなったものでございますが、平成20年9月末時点の進捗率は70%となっております。

また、用地先行取得事業特別会計の12億9,891万4,000円の繰越額でございますが、事業の委託元でございます国からの補償関係資料の提出がおくれたことによりまして、用地買収の着手にもおくれ、やむなく繰り越しをしたところでございますが、20年9月末現在の進捗率は40%となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課長の戸塚でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、報告・公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げます。

歳入につきましては、説明資料の11ページからになりますので、お願いいたします。

道路整備課としましては、11ページ、12ページ、13ページでございます。

歳入の内容ですけれども、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金、諸収入でございます。主なものについて御説明いたします。

11ページの土木費国庫補助金で、予算額に対しまして26億6,492万1,000円の減となっております。これは繰り越しに伴うものでございます。

また、12ページでございますけれども、諸収入で予算額に対しまして3,582万3,000円の減となっておりますのは、受託事業の減等によるものでございます。

なお、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。14ページでございます。

道路橋梁総務費の不用額122万5,000円につきましては、人件費の執行残等でございます。

次に、道路新設改良費の不用額3,580万4,000円につきましては、受託事業の減に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきましては、別添の附属資料の方で御説明させていただきます。附属資料の方の2ページをお願いいたします。

道路改築費17カ所ということで、2ページから3ページにかけてございます。この後、順次17ページまで掲げておりますけれども、道路改築費以下、17ページをお願いいたします。

最下段でございますけれども、道路整備課計、合計で131カ所、20年度への繰越額としましては61億819万8,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、関係機関等の調整などの計画に関する諸条件の整理、それと用地補償交渉の難航及び工法の検討、協議に不測の日数を要したことによりまして、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

以上をもちまして道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○西山道路保全課長 道路保全課長の西山でございます。

まず、決算特別委員会説明資料の説明に入ります前に、今年度の定期監査における報告・公表事項がございますので、最初に説明いたします。

報告・公表事項は、道路占用料の未収金210万4,000円、道路損傷事故等に係る原因者負担金の未収金1,104万5,000円につきまして、引き続きその解消に努めることということでございました。

これにつきましては、関係する各出先機関におきまして、納入義務者への催告の強化や差し押さえ等の法的措置のほか、一括での納入が困難な場合には返済計画に沿った分納を進めるなど、引き続き未収金の解消に努めているところでございます。

それでは、決算特別委員会説明資料に基づき説明いたします。

歳入につきましては、資料の15ページから18ページまででございます。

まず、15ページをお願いします。

分担金及び負担金でございますが、予算額に対しまして250万円ほどの減となっておりますのは、主に2段目に記載しております加久藤トンネル維持管理費負担金の減によるものでございます。

16ページをお願いします。

中ほどに記載しております使用料及び手数料のうち、道路占用料について説明いたします。

調定額3億7,000万円余に対しまして3億6,800万円余を収納しておりまして、収納率で申しますと99%以上になっております。

不納欠損額が1万6,000円発生しておりますが、これは、納入義務者が行方不明で、差し押さえる財産もなく時効を迎えたために、やむを得ず不納欠損としたものでございます。

また、収入未済額として202万4,000円が発

生しておりますが、これは先ほど監査の報告・公表事項の中で申し上げましたものでございまして、この解消のため、関係する出先機関におきまして、所在不明者の追跡調査や債権の差し押さえ等の強制徴収を行うなど、収入の確保に努めているところでございます。9月末日現在で10万円ほど減少をしております。

次に、最下段の国庫支出金についてでございますが、予算額に対しまして12億8,300万円余の減となっておりますが、これは事業の繰り越しによるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

最下段の土地売却収入でございますが、これは道路のつけかえ等によって生じた旧道敷地を売り払いまして得た収入でございます。今後も引き続き積極的に売却を進めたいと考えております。

次に、18ページをお願いいたします。

最下段の雑入につきまして、収入未済額が1,104万円ほどございますけれども、これは監査の報告・公表事項で触れましたように、道路損傷事故等による原因者負担金でございまして、主に経営不振や行方不明等により計画どおりの納付がなされなかったものでございます。

この解消につきましては、行方不明者の追跡調査、不動産の差し押さえ等、引き続き収入の確保に努めてまいります。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、19ページから20ページまででございます。

まず、19ページをお願いします。

道路橋梁総務費の不用額310万5,000円は、道路保険の入札残等によるものでございます。

道路維持費の不用額786万6,000円は、公用車購入に係る入札残等によるものでございます。

次に、20ページをお願いします。

道路新設改良費及び橋梁維持費につきましては不用額はありません。

歳出は以上でございます。

最後に、繰り越しにつきまして附属資料で説明いたします。附属資料の18ページから29ページまででございます。

29ページに道路保全課の合計を記載しておりますが、道路保全課の合計としましては、122カ所で32億4,310万円の繰り越しとなっております。

繰り越しの主な理由としましては、用地交渉の難航及び対策工法の検討に不測の日数を要したためございまして、いずれも当初想定できなかった支障が生じたため、やむを得ず繰り越したものでございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○野田河川課長 河川課の野田でございます。

河川課の歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

初めに、今年度の定期監査の報告・公表事項につきまして御説明を申し上げます。

河川課の指摘事項は、海岸占用料等の未収金、平成19年度末現在で3,793万5,951円につきまして、改善は見られるものの、引き続きその解消に努めることということでございました。

未収金の主なものは、海砂利採取に伴う不当利得返還請求金の支払い未済によるものでございますが、分納によって徴収しているところでございます。他の未収金とあわせて解消に努めてまいります。

それでは、説明資料に基づきまして河川課の歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、河川課分は21ページからでございます。

まず、22ページをお願いいたします。

使用料及び手数料のうち、2段目の使用料で39万5,000円の収入未済額を生じております。内容は、河川敷の占用料と海岸の占用料でございまして、申請者の所在不明や経営悪化等によるものでございます。

同じく2段目の使用料で2,098万1,000円の不納欠損額を生じております。内容は、河川敷の占用料と土石採取料でございまして、いずれも時効完成によるものでございます。

23ページをお願いします。

国庫支出金で、収入済額が予算額に対して33億4,737万9,000円の減となっておりますのは、2段目の災害復旧費国庫負担金及び下から3段目の土木費国庫補助金等の繰り越しに伴う減が主な理由となっております。

次に、26ページをお願いします。

雑入で2,276万1,000円の収入未済額を生じておりますが、主な理由は、先ほど御説明いたしました海砂利不法採取に伴う不当利得の返還金でございます。この収入未済額につきましては、分納計画に基づき徴収してございまして、今後も計画どおり納入を行うよう指導してまいります。

27ページをお願いします。

過年度収入で1,478万円の収入未済額を生じております。内容は工事前払い金の返還金でございまして、原因は業者の経営悪化によるものでございます。平成19年度に13万2,000円を徴収しておりますが、引き続き収入の確保を図ってまいります。

歳入につきましては以上でございます。

引き続きまして、歳出について御説明します。28ページをお願いします。

河川海岸総務費につきまして1,077万円の不用額を生じておりますが、これは入札残等によるものでございます。

29ページをお願いします。

河川改良費につきまして3,878万3,000円の不用額を生じておりますが、これは市町村か

らの受託事業費の減額に伴う不用残でございます。

水防費の61万4,000円の不用額につきましては執行残でございます。

30ページをお願いします。

土木災害復旧費で3億789万4,000円の不用額を生じておりますが、これは主に河川等補助災害復旧費における国の内示減に伴うものでございます。

引き続きまして、繰り越しについて御説明を申し上げます。附属資料の30ページをお願いいたします。

30ページから36ページまでが繰越事業を掲載しております。

36ページの最下段に河川課分の合計を記載しておりますが、350カ所、60億511万8,000円が河川課の繰り越しでございます。これらは地元関係機関との調整、用地交渉等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

以上、河川課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○大塚港湾課長 港湾課長の挨拶でございます。

お手元の決算特別委員会説明資料の説明に入ります前に、本年度の定期監査の報告・公表事項につきまして御説明いたします。

港湾課の報告・公表事項は、重要港湾使用料等の未収金、平成19年度末2,069万971円について、引き続きその解消に努めることでした。

これらは港湾施設の利用者等の業績不振や経済的困窮等のために発生しているもので、現在適切な回収処理に努めているところでございます。平成20年8月末現在の未収金は1,791万9,487円で、277万1,484円減少しております。残額についても、引き続き回収に努めてまいります。

それでは、決算特別委員会説明資料の説明

に入ります。資料の31ページをお開きください。

31ページから34ページまでが一般会計の歳入になります。

分担金及び負担金においては、不納欠損、収入未済はありません。

港湾ダイオキシן対策事業費負担金の予算現額に対する収入減は、繰り越し及び事業の一部未実施に伴うものでございます。

32ページに移らせていただきます。

使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料の収入未済が224万3,000円あります。これは申請者の業績不振によるものです。

32ページから33ページにかけて、国庫支出金において不納欠損、収入未済はありません。予算現額に対する収入減は、主に繰り越しに伴うものでございます。

33ページに入ります。

財産収入の土地貸付料において、収入未済が18万3,000円あります。これは百貫港の土地貸付料の未納によるものです。

繰越金においては、不納欠損、収入未済はありません。

34ページに移らせていただきます。

諸収入の雑入において、収入未済が27万3,000円ありますが、これは過年度調定の港湾区域占用料が未納になっているものです。

過年度収入も、予算現額に対する収入増は、過年度事業における国庫補助精算金の内示増によるものです。

35ページをお開きください。

一般会計の歳出になります。

港湾管理費における不用額32万5,000円は、経費の節減等に伴う執行残です。

港湾建設費における不用額3億781万5,000円は、事業の一部未実施及び国の内示減による執行残です。

空港管理費の不用額413万9,000円は、入札残及び経費節減等による執行残です。

36ページに移らせていただきます。



災害復旧費及び諸支出金には不用額はございません。

37ページをお開き願います。

港湾整備事業特別会計の歳入になります。

使用料及び手数料において、地方港湾使用料と重要港湾使用料の収入未済が1,486万9,000円あります。これらは港湾施設使用申請者の業績不振によるもので、これまでに地方港湾使用料、重要港湾使用料合わせて184万6,000円収入済みです。

また、重要港湾使用料において不納欠損があります。これは、港湾施設使用者が不渡りを出し倒産状態で、連帯保証人も自己破産をしており、残存資産もなく債権回収は不可能であったため、滞納処分の執行停止及び納税義務の即時消滅を行い、不納欠損を行ったものです。

次に、諸収入に移らせていただきます。

雑入、熊本港旅客ターミナル内レストランの電気及び水道代における収入未済312万3,000円は、事業者の業績不振によるものです。

38ページに移らせていただきます。

県債及び繰越金に係る不納欠損、収入未済はありません。

39ページをお開きください。

歳出に移ります。

施設管理費における不用額1,029万1,000円は、経費の節減等による執行残です。

公債費における不用額1,000円は執行残です。

40ページに移らせていただきます。

40ページから41ページが、臨海工業用地造成事業特別会計の歳入になります。

財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金とも、不納欠損、収入未済はありません。

42ページをお開きください。

歳出になります。

熊本港臨海用地造成事業費の不用額236万4,000円は、経費節減に伴う執行残です。

公債費における不用額1,000円は執行残で

す。

以上で一般会計、特別会計の歳入、歳出の説明を終わります。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。お手元の附属資料の37ページをお開きください。

港湾課における繰越事業でございます。

これらは、繰越理由欄に記載しておりますとおり、地元との調整に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。繰り越した工事2カ所のうち、9月末現在で1カ所が完了しております。

続きまして、66ページをお開きください。

県有財産の処分では、百貫港要江地区県有地を3筆、1,621万9,488円で売却しております。ただし、1筆のみ分割納付となっておりますので、平成19年度の収入は1,258万5,488円となっております。

以上で港湾課の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課長の船原でございます。

課内室となっております景観公園室もあわせて説明させていただきます。

本年度の監査における報告・公表事項はございません。

まず、歳入関係でございますが、決算特別委員会説明資料の43ページから46ページに記載しております。

内容につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金、繰越金、諸収入でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

45ページをお願いいたします。

最上段、国庫補助金の計でございますが、予算に対しまして5億2,975万5,000円の減となっておりますが、これは平成20年度への繰り越しのためでございます。

46ページをお願いいたします。

寄附金の項目で、予算に対しまして3,912万8,000円の増となっておりますが、これは財団法人くまもと緑の財団解散時の清算額増によるものでございます。

次に、歳出についてでございますが、47ページから49ページに記載をさせていただきます。47ページをお願いいたします。

上段から4段目、景観整備費の不用額265万5,000円は、経費節減に伴う執行残によるものでございます。

48ページをお願いいたします。

上段から2段目、都市計画総務費の不用額283万2,000円は、経費節減に伴う執行残によるものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきましては、附属資料の38ページから40ページに記載をさせていただきます。

40ページの最下段、都市計画課の繰越額計は12億1,160万円でございます。繰り越しの主な理由は、関係機関との協議に時間を要したこと、また、補償交渉や用地交渉等に日数を要したことなどでございます。

以上が都市計画課の平成19年度決算に関する概要でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備課長の佐藤でございます。

それでは、新幹線都市整備課の歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げます。説明資料の50ページをお開きください。

まず、歳入についてでございますが、50ページの分担金及び負担金、それから51ページの国庫支出金、財産収入、それから52ページ

の繰越金、諸収入、これらはいずれも調定額どおり収入済みでありまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳入でございますが、51ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、これは予算現額に対し収入未済が18億9,011万8,000円の減額になっておりますが、これは事業費の20年度への繰り越しに伴うものでございます。

それから、51ページの一番下の土地貸付収入の125万427円は、在来線移設工事業者への現場事務所用地として県有地を貸し付けたもの等でございます。

次に、52ページをお願いいたします。

諸収入の中で、53ページの1行目の新幹線附帯工事受託事業収入について、これは予算現額に対し収入済額が445万9,000円の減額になっておりますけれども、これは受託事業の執行残に伴うものでございます。

次に、54ページをお開き願います。

これから歳出について御説明を申し上げます。

上から4段目の新幹線建設促進事業費ですけれども、これは主に鉄道・運輸機構の事業執行の関係で、20年度への繰り越しが1億2,295万3,000円出ております。また、18年度から繰り越していた事業費が確定したことなどに伴いまして、2,888万5,000円の不用額が出ております。

次に、都市計画費についてでございますが、予算現額162億5,013万3,000円に対しまして125億2,422万1,000円の執行で、37億2,591万2,000円の繰り越しが発生しております。

次に、繰り越しについて御説明いたします。附属資料の41ページをお開き願います。

最上段の九州新幹線建設事業費負担金の繰り越し、1億2,295万3,000円でございますが、これは先ほど申し上げましたように、鉄道・運輸機構の事業費繰り越しに伴う県負担

金の繰り越しでございまして、この主な理由としましては、玉名市平野部、それから熊本市北部及び富合車両基地等において、用地取得に時間を要し、工事着工がおくれたことによるものでございます。これにつきましては、現在繰り越し分の執行はほぼ完了しているというふうに聞いております。

また、2段目以降につきましては、いずれも県施工事業の繰り越しでございまして、連続立体交差事業に伴う撤去を行っております陸橋の迂回路対策について、安全性を確保するため関係機関との協議及び工程調整に時間を要したことによるものと、それから、熊本駅周辺の街路事業で用地取得に時間を要したことが主な原因で、やむなく繰り越したものでございます。いずれも現在は順調に進捗しておりますして、繰り越した事業費につきましては年度内執行の見込みでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○中庭下水環境課長 下水環境課の中庭でございます。

まず、定期監査におきます公表事項はありません。

続きまして、決算について御説明いたします。説明資料56ページをお願いします。

56ページから58ページまでが一般会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はありません。

56ページの下から2段目の国庫補助金が、予算に対し2億8,684万7,000円の減となっておりますのは、主に57ページの上から3段目、4段目、5段目に書いてあります団体営農業集落排水事業費補助、それから県営農業集落排水事業費補助、それから5段目の漁業集落環境整備事業費補助によるものの繰り越しによる減でございます。

59ページから60ページは、一般会計の歳出でございます。

59ページの上から3段目の環境整備費の不用額5,706万3,000円につきましては、浄化槽設置者に補助を行う市町村に対し、国費とあわせて県費補助を行うもので、個人の浄化槽設置が見込みよりも少なかったということでございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

61ページから63ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入で、不納欠損、収入未済額はありません。

61ページの一番上の段の分担金及び負担金ですが、予算に対しまして1億7,641万5,000円の増となっておりますのは、流域下水道への流入量が見込みよりも多かったことによる市町村からの維持管理負担金の増でございます。

また、62ページをお開きください。

一番上の国庫支出金で、予算に対しまして2億9,603万7,000円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

63ページの上から5段目の県債でございますが、予算に対しまして1億100万円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、一番下の繰越金でございますが、予算に対し11億6,318万7,000円の増となっておりますのは、前年度からの繰越金の増によるものでございます。

64ページをお願いします。

歳出でございます。

一番上の段の不用額、1,687万5,000円は、熊本北部、球磨川上流及び八代北部流域下水道の維持管理費に係る工事費の執行残に伴うものでございます。

以上で一般会計、特別会計の歳入、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、繰り越しについて説明いたします。

附属資料の43ページから45ページまでが、下水環境課における繰越事業でございます。

一般会計におきまして、43ページの一番下にありますが、5カ所で3億5,650万円、それから、44ページから45ページまでの特別会計において、45ページの一番下にありますが、11カ所で4億9,765万円の繰越額がございます。湧水発生対策、多数の相続人に係る登記手続、処理方式変更に伴う機器使用の見直し及び施工方法の再検討等に不測の日数を要したため、やむなく繰り越したものでございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○生田建築課長 建築課長の生田でございます。

まず、本年度の定期監査の結果についてでございますが、公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げます。

歳入でございますが、決算特別委員会説明資料の65ページをお願いいたします。

歳入の内容につきましては、67ページにかかけまして、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金及び諸収入でございます。このうち、65ページからの使用料及び手数料について、主なものを御説明いたします。

65ページ5段目の土地開発行為許可申請手数料につきましては、予算現額に対しまして662万3,000円の増になっております。これは開発行為許可の申請件数が見込みよりも多かったためでございます。

次に、6段目の建築確認申請手数料につきましては、予算現額に対しまして711万4,000円の減になっております。これは建築確認の申請件数が見込みよりも少なかったためでございます。

なお、いずれも不納欠損額、収入未済額は

ございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。説明資料の68ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額6,561万4,000円につきましては、県有施設における緊急的な修繕費が見込みより少なかったこと並びに県有施設の改修等に係る工事請負費、設計管理委託費の入札残でございます。

次に、建築指導費の不用額1,815万円につきましては、当課所管の法令に基づく確認検査事務等に要する費用における経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。別添附属資料の46ページをお願いいたします。

1段目の県有施設保全改修費につきましては、球磨総合庁舎の屋根がえ改修等工事の費用と、これに係る管理委託費を合わせた1,511万5,000円を繰り越したものでございます。

2段目の民間建築物アスベスト緊急改修促進事業につきましては、熊本市の補助事業が繰り越したために、県の補助金100万円を繰り越したものでございます。いずれも既に完了しております。

以上で建築課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○小林住宅課長 住宅課長の小林でございます。よろしく申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の説明に入ります前に、今年度の定期監査の報告・公表事項につきまして御説明を申し上げます。

報告・公表事項は、県営住宅使用料等の未収金2億4,741万8,349円については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること、なお、長期滞納者に対する取り組みで、長期間取り組みが行われていない事例が一部見受けられたので、取り組みを強化することでございます。

県営住宅の使用料の未収金の原因といたしましては、公営住宅制度が、入居対象者を住宅に困窮する、いわゆる低額所得者としておりまして、昨今の厳しい経済状況による収入の低下によりまして生活困窮等が加わったものと考えられることや退去滞納者分が未収金の66%を占めていることでもあります。

今後とも、滞納対策といたしまして、口座振替の促進等による滞納発生未然防止や短期滞納者への早期の納入指導、さらには、支払いに応じない悪質な長期滞納者に対する法的措置の実施等に引き続き取り組み、未収金の解消に努めてまいります。

特に、長期滞納者に対しましては、6カ月以上または10万円以上の滞納者に対しまして即決和解及び明け渡し訴訟の提起、さらに、判決を受けた者及び和解条項に違反した者に対する積極的な強制執行を行うなど、滞納解消策を講じて取り組みの強化を図っているところでございます。また、退去滞納者対策につきましても、訪問徴収や退去先不明者の所在調査等、引き続き滞納解消に積極的に取り組んでまいります。

それでは、決算特別委員会説明資料の説明に入らせていただきます。

まず、歳入関係でございますが、説明資料の69ページをお開きください。

歳入につきましては69ページから後となっておりますが、まず、69ページの2段目の県営住宅使用料でございます。

収入未済額が、先ほど申し上げました2億4,722万5,000円となっております。この理由といたしましては、今年度の定期監査の報告・公表事項でも申し上げましたとおり、入居者の生活困窮あるいは退去滞納者の未収等によるものでございます。

なお、県営住宅使用料の未収金のうち、本年8月末までに2,510万円が収入済みとなっております。同日時点で未収額は2億2,212万4,000円となっております。

また、不納欠損額につきましては2,331万6,000円でございますが、これは退去後の所在不明や死亡等により時効になったものでございます。

なお、予算現額との比較で2,149万1,000円の増となっておりますのは、督促等の強化によりまして収入済額が見込みを上回ったためでございます。

次に、同じく3段目の県営住宅用地の使用料でございます。

予算現額と収入済額との比較で、705万9,000円の増となっております。これは主に駐車場使用料の収入済額が見込みを上回ったためでございます。

次に、国庫支出金ですが、70ページをお開きいただきたいと思っております。

最上段の地域住宅交付金で、予算現額と収入済額との比較で3,591万2,000円の減となっておりますのは、繰り越し等に伴うものであり、2段目の各種住宅施策事業費補助で439万9,000円の減となっておりますのは、民間事業者に対する補助金が減少したことに伴い、国庫補助金の受け入れが減少したためでございます。

次に、4段目の財産収入の土地貸付料の収入未済額が19万3,000円となっております。これは債務者の生活困窮によるものでございます。現在、県外に在住しておられます債務者を訪問いたしまして督促等を行っておりますが、未収金の解消に至っておりません。今後も、引き続き、債務者への訪問や電話、文書等による督促を行い、未収金の解消に努めてまいります。

次に、71ページでございますが、4段目の県営住宅敷金運用利子、予算現額との比較の330万7,000円の増でございますが、これは運用利子の上昇に伴うものでございます。

次に、6段目の雑入において、予算規模との比較で1,160万2,000円の増となっておりますのは、平成18年度に県営西戸島団地で火災

が発生いたしました。この火災復興建築助成金の受け入れが平成19年度にずれ込んだものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。72ページをお願いいたします。

2段目の住宅管理費の不用額、1,430万8,000円となっております。これは、管理事務費におきまして、即決和解の実施及び高額訴訟対象者の自主退去に伴い、訴訟件数が見込みより少なくなったことによる事務費の執行残等でございます。

また、3段目の住宅建設費の不用額3,313万8,000円につきましては、公営住宅建設事業、公営住宅ストック総合改善事業の入札に伴う執行残及び高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業において、民間事業者からの補助申請額が見込みより少なかったことによるものでございます。

最後に、繰り越しについて御説明申し上げます。附属資料の47ページをお願いいたします。

最下段でございますが、繰越額の合計6,450万2,000円の繰越額がございます。これにつきましては、民間事業者が建設いたします高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業の3件でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、建築基準法改正に伴い、構造計算適合性判定制度の導入等、構造規定の大幅変更が行われ、確認申請の事前協議等に不測の日数を要したことなどによりまして、やむなく次年度に繰り越したものでございます。今年8月末までに3件とも完了いたしております。

以上で住宅課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○福岡砂防課長 砂防課長の福岡でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げます。説明資料の73ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、73ページから75ページまででございます。

73ページの分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、73ページ最下段の国庫支出金でございますが、予算額に対しまして18億6,969万5,000円の減となっておりますのは、20年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、75ページ中段の繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、諸収入についてでございますが、そのうち雑入につきましては24万9,000円の不納欠損額がございます。これは、請負業者の倒産により契約を解除した際、既に支払い済みの前払い金に対して出来高不足分の返納金が生じまして、その返納金に係る利息分が未収となってしまったもの、破産手続による法人登記簿閉鎖を受けまして不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

76ページから77ページまででございます。砂防費につきましては140万8,000円の不用額を生じておりますが、これは経費の節減等に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについての御説明を申し上げます。

附属資料の48ページから57ページにかけて、砂防課の繰越事業を記載しております。

57ページの最下段のとおり、合計で104カ所、35億3,501万円の繰越額を生じております。繰り越しの主な理由といたしましては、地元関係機関との調整や用地交渉の難航等のために不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

以上で砂防課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○早川英明委員長 以上で土木部の説明が終わりましたが、しばらく休憩をしたいというふうに思います。どうぞ執行部の皆さん方もゆっくりやってください。

午後2時00分休憩

午後2時6分開議

○早川英明委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑の方を、佐藤先生、この前何か土木の方に聞かなんとおっしゃったけん……

○佐藤雅司委員 もうわかりましたから、質問はいたしません、あの件は。

○井手順雄副委員長 1点だけ。

部長の方が、概要説明の中で、19年度決算委員会において指摘事項のあったときの対応の措置について「地域の重要な産業である建設業は、公共事業の減少に伴い、厳しい状況にあることから、発注制度全般の見直しに取り組む」ことというような指摘を受けられて、それに随時取り組んでおるといような冒頭の御説明がございました。

しかしながら、私、この問題に関しては私のテーマとしてやっていく中で、なかなか仕事が減ってくる中で、この入札制度というのは業界にとっては大変厳しい制度であるというような認識があるわけですね。

ですから、業界の方々も、今後、この予算額というのはどんどん減少されるというのはもうわかってんなはるです。この厳しい熊本県財政から見たら、ないそでは振れないと。しかしながら、そういう中で何とか入札制度をどうにか改善して、やはり業界の方々が最大公約数で納得できるような制度にしていく

のが土木部の使命だろうと私は思っております。

そういう中で、1つずつ具体的に取り上げるならば、事前公表のあり方だとか、総合評価の内容の充実等々というのを私は強く要望しているつもりでありますけれども、なかなかそれをしていただけない。しかし、国交省においては、事前公表もやっていないし、総合評価においてももう少し詳細にやっておられる。そういうのを、悪いところだけ見習って県はやっているような気がしてどうしてもならぬわけであります。

そういったところで、天野次長にお聞きします。

国から来られて、やっぱりそういう制度を見て、国の目から見た場合、国の政策をするところから来て県の状況を見た場合、どういった感じがするのか、どういった思いがあるのか、どうやって今後その入札制度の改善をしていったらいいのか、この辺を天野次長にお聞きしたいと思います。

それともう1点、次長は、国から来て次長で今座っておられますけれども、どういうお仕事をされているのか、あわせてお聞きします。

○天野土木部次長 天野でございます。御指名ですので、座ってしゃべらせていただきます。

御質問は2点あったかと思いますが、1点目の御質問につきましては、私も国から出向してきておりますが、県の職員として答えさせていただきたいと思っております。

総論として、地域の重要な産業、特に建設業につきまして、その技術と経営にすぐれた企業が育成されるように、我々制度をつくっていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

その中で、県の今の制度、個別に具体的には申しませんが、制度の中で改善すべきとこ

ろは改善していく必要があるのだろうというふうに思っております。私も、来てまだ3カ月強ですけれども、その中で必要なものについては内部でもいろいろ議論してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2点目の次長はどういう仕事をしているかということでございますが、私の仕事の範囲は、土木の中に課がたくさんあるわけでございますが、その中で建築部門につきましては岩下次長がおられますので、それ以外の土木関係の各課の仕事の総括をさせていただいておるということでございます。

詳しく課の名前を1つずつは列挙いたしません、その中で特に重要な問題、課長の判断には余るということについて、私が入って一緒に議論させていただいているというのが私の仕事の主な内容でございます。

以上でございます。

○井手順雄副委員長 これはもうこれで終わりますけれども、ほかの課の次長さんたち、課長さんとともども、我々のレクるとき、レクというか、質問があるときには来ていただきます。しかし、天野さんは一回も見たことがございません。ほかの委員の方々も、そういった思いですするならば、皆さんも会っていないと思うんですね。もう少し、やっぱりいろんなレクの中で来ていただいて、国は今こういう事情ですよとか、そういう県の中身のことはなしに、もうちょっと一棹大きい国の政策の中での県のあり方とか、県の制度の問題だとか、そういうのもやはり委員さんたちにいろいろお示しいただければ、もう少し棹が広がっていった皆さん方の認識も深まるのかなというふうな思いがしますので、お願いしたいと思います。

それとまた、制度改正ですな、部長。

これは、やはり今言ったことは喫緊の課題です。早々にやっていただかなくちゃいけな

いというふうに思いますし、この間の一般質問の中で、いろんな中身の、工事に対しての単価だとか、歩掛かりだとか、そのスライドとか、そういう問題はすぐ対応しますというふうなことをおっしゃいましたので、その辺もあわせて、まあ19年度の話じゃないですけども、よろしく今後ともお願いしたいと。

以上です。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

そうしたら、私が皆さん方のつなぎで、先ほど部長の概要説明の中に、最後の方ですけども「市街化調整区域内で一定の開発を認める集落内開発制度の開始により申請件数の増加が予想されるため、その適切な運用にさらに努めるとともに、違反に対しては、実態を」と、この違反に対してはという、悪質なものについては法的措置を含めたということですけども、その申請が行われれば、どのような違反があると想定をされておられますか。

○早川英明委員長 はい、どうぞ。

○生田建築課長 違反については、主なものを言いますと、開発許可を得たときの用途と違う用途で使っておられるというのが非常に大きな問題としてありまして、それにつきましては、ことしの3月に法に基づく措置命令を打ちまして、9月末までに改善するようということで対応したところでございます。9月末の状況としましては、ほぼ解消できたというふうに思っております。

○早川英明委員長 私が今お聞きしたのは、集落内開発が開始になり、今その申請が多くなるだろうということで、その中で違反はどのようなものが想定されますかと私は聞いたわけです。



○生田建築課長 集落内開発につきましては、動き出したばかりでございまして、その中での違反を特に想定しているということではございません。

○早川英明委員長 ございませんか。わかりました。

○氷室雄一郎委員 この監査結果公表事項の中に、住宅課ですが、これは毎年御指摘がある未収金の部分だと思うんですけども、経済的には非常に厳しい状況になっております。ここ3年ぐらいの未収金の推移はわかりますか。ふえているのか。

○小林住宅課長 住宅課でございます。

いわゆる収納率で申し上げますと、平成19年度が88.5%、いわゆる収入未済額は先ほど申し上げましたとおりでございまして、平成18年度が87.7%、収入未済額に対しまして2億7,148万2,000円となっております。ちなみに収納率だけを申し上げますと、平成17年度が86.9%、平成16年度が86.7%となっております。

○氷室雄一郎委員 九州各県の状況は、熊本はどういう状況ですか。わかりますか。

○小林住宅課長 九州各県の……

○氷室雄一郎委員 19年度でいいですよ。

○小林住宅課長 状況でございまして、九州各県の収納状況につきましては、本県が先ほど申し上げました88.5%でございましてけれども、一番収納率のよろしいところは、福岡県が96.8%、長崎県が96%と続いております。一番収納率の低いのが沖縄県の85.9%ということでございます。

○氷室雄一郎委員 90%、非常に高いところと比べると、非常に本県は低いわけですけども、何でこう低いんですかね。

○小林住宅課長 福岡県の方に前に一度お尋ねしたことがあります、今現在私どもは、長期滞納者に対しましては、6カ月以上または10万円以上の滞納があった場合に、訴訟の提起なり即決和解の提起をするということにいたしております。福岡県さんにお尋ねしましたところ、福岡県の場合には、滞納が3カ月でそういう訴訟に持ち込むなり和解に持ち込むということでございます、早い時期に取り立てを行うということになっております。

○氷室雄一郎委員 一概には、こういう経済状況ですから、無理という、なかなか難しい状況が本県にはあると思いますけれども、ここに指摘がありますように、長期滞納者に対する取り組みで、長期間取り組みが行われていない事例が見られると、これはどういうことなんですか。

○小林住宅課長 長期間取り組みが行われていない事例と申しますのは、いわゆる退去滞納した後、転居先がなかなかわからないということで、退去滞納者で訴訟等を起こしました人たちにつきましては、かなりその転居先がわからない方もいらっしゃいます。そういうことで、転居先が不明のためになかなか集金ができなかったということでございます。

○氷室雄一郎委員 他県はさまざまな取り組みで工夫をされていると思いますので、この辺は情報収集をしっかりとやっていただきまして、本県が非常に厳しい状況にあるということもう数字の上からそのとおりだと思います。毎回、毎年御指摘の点は、同じことを繰り返し繰り返し御指摘を受けられて、住宅課

としても大変御苦勞をされていますし、また、県民の皆さんの御事情もあるかと思うんですけれども、しっかり徴収率につきましてには頑張っていたきたいと思っております。要望事項でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○早川英明委員長 ほかにございせんか。

○佐藤雅司委員 せっかく住宅課で、ちょっと思い出しましたが、あれは3日の日だったですか、あの引揚者住宅のことなんです、もう既に情報は行っと思ひますが、あれはやっぱりおつくりになるつもりですか。

○小林住宅課長 今、委員から御指摘のありました引揚者住宅、いわゆる山の上団地でございますが、この団地は昭和36年から昭和38年に建設をされております。RCの3階建てでございますが、非常に老朽化が進んでおひまして、外壁の落下あるいは1戸当たりの住戸面積も28平米しかございせん。6畳と台所があるだけでござひます。浴室もござひせん。それで、団地内に共同浴場がござひまして、それを利用されている状況でございます。

また、高齢化も非常に進んでおひまして、大体平均年齢が70歳を超えているかと思ひます。そういう中で、階段の上りおりあるいは住戸内の段差、そういったものに非常に御苦勞されている、居住環境が非常によくないという状況にあらうかと思ひます。

そういう中で、平成18年に団地内にアンケート調査を行いました結果、健軍団地が平成15年から16年に建てかえておひますが、団地の住民の方からもぜひ建てかえてほしいという要望がござひまして、それを受けまして平成19年度に既に基本設計を終えたところでござひます。

そういうことで、ぜひこれにつきましては建てかえを進めてまいりたいという方向で、今現在事業化を進めているところでござひます。

○佐藤雅司委員 先ほど、高齢化が進んで、それから、かなり老朽化もしているということなんです、やっぱり引揚者、かなり戦後62年たっているわけですね。これからやっぱり——現在おる人たちについては、確かにお気の毒で、やっぱり建てかえて、まさに憲法25条にうたう文化的な生活を送っていただく、それは大事なことだろうと思ひます。

ただ、先の見通しがどうなのかという話なんです。今つくって、またそのお子さんや、次々に入っていくということになると、それはやっぱりほかの制度とバランスが悪いんじゃないかなという感じがしてならないんです。

おまけに、名前が悪いですよ、引揚者住宅。それは、もちろん当時はそうだったかもしれない。それは確かにあれかもしれないけれども、もうそういう新しい世紀に入って、もう少し何か現代に合うような、そして、建てかえても次の何かにつなぐようなことをしないと、どうも今の時代にそういう話が合わないんじゃないかなという、私も感覚的なものなんです、本人たちからすれば、それは既得権だよという自分の主張があるかもしれないけれども、もう少し将来の見通しを持ったものを考えてほしいなというところなんです、その辺、課長さんいかがですか。

どちらにそれは……そういう高い視点からちょっと聞きたいんですけれども。

○小林住宅課長 今、委員おっしゃいましたように、引揚者住宅というのが、県営では、今の山の上団地、それから、健軍に健軍団地と南町団地がござひました。それで、南町団地と健軍団地につきましては、平成15年から

16年に建てかえを行いました、この際に公営住宅として建てかえまして、委員おっしゃいましたように、いわゆる健軍団地の場合は非常にお年寄りが多うございました。そういう中で、27戸がもとの入居者に入っただいて、あとの23戸につきましては、できるだけ若い人たちを入れようということで、子育て世帯の優先枠を設けまして、いわゆる団地のコミュニティーを図っていくということで、そういった入居者を募集しております。

今回につきましても、86戸建設をするわけですが、今後につきましては、そういった柔軟な、公営住宅と同じような取り扱いはできる、一般の方が公募で入居できるような、そういったシステムをとった住宅にしていきたいというふうに思っております。

○佐藤雅司委員 それであれば、早くからそういう説明をされた方がいいと思うんですが、あるいはそういう人たちばかりの、まあ言ってみれば専用住宅かなというふうに感じるわけですね。だから、やっぱりそうじゃなくて、そういう方々も、また新しい方々も一緒になってそこら辺をなじんでいかせるんだという説明を早くからしていただければ、我々はそういう質問をしないんですよ。そういうことであれば結構ですけれども。

○早川英明委員長 今回のやつですけれども、そうしたら、一般の方が入居される場合には、一般の、普通の県営住宅の家賃、あるいはまた、その今引揚者という、そういう方々が入られる場合というのは、同じ間取りで全然家賃が違うわけですか。

○小林住宅課長 前に建てました、先ほど申し上げました健軍団地につきましては、公営住宅として建てかえましたので、全く前の家賃からかけ離れ——今は大体2万5,000円から3万円台の家賃になっております。

今回、山の上団地を建てかえます場合、今回の場合は改良住宅として建てかえようというふうに考えておりますが、改良住宅の場合にも、国の通達によりまして公営住宅並みに取り扱いができるという通達が出ておりますので、いわゆる入居及び家賃については公営住宅並みの取り扱いをしていきたいというふうに考えておりますので、家賃につきましては若干今のよりも高くなるということがございます。

○早川英明委員長 そうしたら、引揚者の方もそれですか。

○小林住宅課長 はい。引揚者の方も、もちろん高くなるということになるかと思いません。

○早川英明委員長 というのが、この前の説明ではそうじゃなかったから、佐藤委員も今質問をされたんですけれども、この前の私たちの資料では3,000円ないし5,000円で書いてありましたよ。

○小林住宅課長 今の家賃が大体3,000円の方、4,500円の方がいらっしゃると。それで、公営住宅の場合には、自分の収入によりまして家賃がだんだん変わってまいります。収入が低い人は家賃を安くできる、収入の高い人は家賃が高くなるという制度になっておりますので、一概にこの人は幾らということとは言えませんが、現在住んでおられる山の上団地の家賃3,000円からすると高くなるということは、今後住民の方々にも御説明をしていきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 僕も、不思議なところなものだから見てまいりました。もう既に入居されておりますが、施設等にお入りになっているところも大分あるんじゃないかと思うわ

けですけれども、ちょっとどういう住宅課の考え方か、もう少し聞いてみらんとわからぬのですけれども、ほかに方法がいろいろあるんじゃないかと思うわけですが、じゃあ、あそこは非常に土地が広いわけですが、1棟にまとめたら、あのほかの土地はもう最高の土地でございますけれども、売却なり何らかの有効利用を、ここまで含めて検討されておるんですか。

○小林住宅課長 土地につきましては社会福祉課の所管でございますが、私どもは、できるだけ有効利用するというので、住宅の高層化を図りまして、大体今の敷地の半分を利用する予定でございます。

残りの半分につきましては、産業道路側を残しまして、今後庁内でその活用策について検討していくということになるかと思いません。

○氷室雄一郎委員 お住まいの方のちょっとお話を聞いたんですけれども、非常に期待はされておるんですが、やはり家賃の問題で、今3,000円から4,000円、極めて低い入居料を払っておられるわけです。それが2倍も3倍にもなるとは、非常に私たちの生活は成り立たないというお話をされておられて、非常に悩ましい問題だと思うんですけれども、これから計画は、もう少し私もしっかりお尋ねせんとわからぬとですが、何らかのもう少し、例えば民間のバリアフリーの住宅もありますし、そういうものを活用してあそこに——今のところ90数名というお話を聞いたんですが、実際はもっと少ない人しか現実には生活されていない、こういう実態なんですね。

だから、果たしてこういう財政難のときに、そういうもので太刀打ちできるのかなという考え方を持っておりますけれども、仮に計画が進められるとすれば、今お入りになっ

ている、もう本当に御苦労されて、何十年という長きにわたり——今どきこんな住宅があるのかと、皆さん行かれてみたら大変驚きを感じる住宅でございますので、そういう方々の心情も酌んで、やっぱり温かい施策を実行していただけるかなと。ほかに少しまたどこかでお尋ねしてみたいと思います。

○井手順雄副委員長 今の家賃の話ですね。この間もちょっと話を聞いたんですが、最低が2万3,000円ぐらいになるとかいうような……（「3～4000円じゃなかったかな」と呼ぶ者あり）いや、新しくなったら、最低が幾らになるのか。それと、今まで現に3～4000円で住んでいる人たちに対しては、何かその引揚者何とか、交付金か何か知らぬけれども、何かそういう手当がついて結局3～4000円になるのか、その辺ちょっと聞いたものだけ、そこら辺の状況、それを1点。

それと、私も見に行きました。そうしたら、店舗を、法人税という形の中で3店舗何か払っていらっしゃるというようなことをお聞きしたんですが、実際どこもしよんなはらんですな。そうした場合、今度移転したときには、そういう店舗もつくるのか、もしくはその店舗に対して何らかの補償をしてやめていただくのか、そこら辺はどう考えておられるんですか。

○小林住宅課長 まず、今御質問のありました店舗の問題でございますが、確かに3店舗営業をされているというふうには聞いております。いわゆる所管が社会福祉課でございますものですから、今社会福祉課の方と話をしておりますのは、今後の住宅については、今の店舗の営業状況からすれば、店舗については団地内には建設する方向では今進んでいないということでございます。それにつきましては、今後住民の方の理解を得ていきたいというふう考えております。

○井手順雄副委員長 何らかの補償——それなら、やめてくださいと、営業権というのがあるわけですね、相手には。それに対して、それはやめてくださいと言うならば、それに対しての補償というのが生まれてきますね。これは通常の社会には。そこら辺も含めて、今相談されているということで理解していいですね。

○小林住宅課長 ちょっとその辺の交渉を社会福祉課の方でされているものですから、私は詳しくそこまで存じておりませんが、方向としては……

○井手順雄副委員長 それは縦割り行政ですよ。

○小林住宅課長 そういう方向で進めているはずですよ。

それから、御質問のありました家賃についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、例を申し上げますと、15年、16年で建設しました健軍団地につきましても、引揚者住宅としてその当時は3,000円程度の家賃でございました。それが現在は大体2万5,000円から3万円の家賃をお支払いいただいている状況でございます。

今回につきましても、家賃を算定いたしますと、恐らく2万5,000円から3万円程度の家賃にはなるであろうと今考えておりますが、まだ正式に算定をいたしておりませんが、わかりませんが、家賃につきましては恐らくその程度になるであろうと。ただ、おっしゃいましたように、県営住宅等につきましては、収入の低い方については減免措置というものがございます。そういったものも検討しながら進めてまいりたい。

ただ、委員おっしゃいました引揚者に対する、そういった何らかの別途の措置というも

のにつきまして、私どもでちょっと存じませんので、その辺はまた社会福祉課の方とも協議をしてみたいというふうに思っております。

○池田和貴委員 最後にもう1点、今に関連してなんですけれども、先ほど佐藤先生の質問にあったんですけれども、戦後62年たって、引揚者の方々が、そういう住宅があられたのは歴史的にあれだと思うんですが、それが、その引揚者の方1代に限られるのか、それとも、その後どんどんつながっていくのか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○早川英明委員長 住宅課長、わかりますか、そこは。

○小林住宅課長 県営住宅の場合は、いわゆる入居承継といいますのは、1親等の親族までということになっています。引揚者住宅の場合にも、恐らくそれに準じて取り扱ってあると思いますが、その詳しいことにつきましては、また社会福祉の方と協議をいたしまして御回答したいと思います。

○井手順雄副委員長 大体知っとかないかぬもんな、その辺は。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○佐藤雅司委員 河川課長さんにお尋ねをいたしますが、阿蘇におられましたからですね。県で制度は確かにあると思いますが、例の河川掘削の話ですね。

県管理の中小河川、堆積を、これはどこもだろうと思いますが、現に財政的な理由で、制度はありますと、ただできませんと、こういう話で、最近あんまり余計に雨が降らぬから、平成7年——あれは何年だったかな、

まあこの3～4年ちょっと降らないからいいと思いますが、ちょっとでかい雨が降ったときには、恐らくかなり洪水が出るのではなからうかなというふうに思っております。

かなり堆積して、阿蘇は火山灰がどんどんどんどん流れ込みます。ですから、かなりやっばり堆積しているんですね。この辺を、金がないからずっともうやめますという話なのか、ある一定の、どこか条件が不利といえますか、これはいかぬというところだとやっばり予算をつけますという話なのか。もうこれは2～3年あれしていますが、かなり住民の皆さんから危ないよ危ないよという話が出てきておりますが、その辺いかがでございましょうか。

○野田河川課長 先ほどの河川掘削の件でございすけれども、まず予算の確保という面で申しますと、県予算が全体的に縮減する中で、維持費につきましては極力その必要性が高いものですから、この掘削費につきましては、ほとんどまだ減っていないような状況でございす。そういうことで、まず予算の確保については、この掘削費については最大限河川課としても努力している状況でございす。

そういう中でございすけれども、確かに山から、まあ土砂循環といえますか、溪流から出てきた土砂が勾配が緩くなったところへ堆積していくという状況はございす。これは10の全部の事務所で、少ない予算なんですけど、分け合って、その重要度に応じて、我々としてはそれを適宜適切にとっておるつもりでございすけど、確かにおっしゃるとおり、なかなか私たちの目から見ても行き届いていないという状況は、私たち自身もそう思っております。

その中で、例えば私たちは、補助事業等でも工夫してとれないのかとか、そういうところも含めて国の方とも相談してまして、こ

の予算の確保に今後も努力していきたいし、いきますし、できるだけ公平にそういうのが行き渡るように考えていきたいというふうに思っております。

○佐藤雅司委員 今決して予算がないわけじゃないと、こういうお話でしたけれども、そういうことは知りませんが、阿蘇は、部長もおられましたけれども、ほとんど私の知る限り河川掘削はないですね、阿蘇地域は。ほとんどないというふうに私は申し上げていいというふうに思いますが、よそはあっているかもしれないかもしれませんが、まあ阿蘇のことばかり言うたていかぬとですけども、そういう感じがいたしております。

○野田河川課長 事務所ごとの配分の資料を手持ちで持っていませんけれども、阿蘇は57年に大きな山崩れがございまして、あの関連で、その当時発生した土砂について、集中して18、19年あたりで関連部分はかなり取っておるというふうに聞いております。ただ、そのほかに多分、そこに集中したおかげで行き渡っていないのかなという気がしますけれども……

○佐藤雅司委員 小国郷だけの話ですよ、それは。

○野田河川課長 阿蘇全体で、そっちの方に多分大きく予算が要ったので、少し偏りがあっておるかもしれないというようなことで想像しておりますので、そこらあたり調査して先生の方にまた御報告申し上げたいと思っております。

○佐藤雅司委員 わかりました。

○福島和敏委員 大塚港湾課長にお聞きしますけれども、八代港の5万トン岸壁、平成24

年まで5万トン岸壁を完成するというこ  
とで着々と進んでいると思いきれ  
ども、この歳出の中身を見てもよ  
くわからないものだから、お聞  
きしたいのは、順調に進んでい  
るかどうか。

我々が見ると、問題はあの堆積土砂をどう  
取っていくかというのが大変問題であると思  
いますけれども、ニュー加賀島にもう1段積  
むという話と、大築島の北側は順調にいくで  
しょうけれども、南側の190億の予算なんか  
いうたら、今の予算で何年先になるのかとか  
いう問題もあるじゃないですか。

それと、6年間で5万トン岸壁をつくるこ  
とこの相関関係を考えたら、難しいんじ  
ゃないかなという感じしかしないだけ  
れども、現在の進行状況と見通しにつ  
いてお聞きします。

○大塚港湾課長 マイナス14メーター岸壁に  
つきましては、国施行でございますので、深  
くちょっと私も言えないところとい  
いますか、知らないところもござ  
いますが、今のところ計画上は24年とい  
うふうに聞いております。

それと、今の進捗状況というのは、国の方  
から聞いていますのは、航路、泊地につ  
きましての漁業補償があらましま  
どはついたというようなことをま  
ず聞いております。

その中で、ちょっと中身的に入りますと、  
いわゆる航路、泊地のしゅんせつ  
のやり方が、いろいろ環境面とか  
そういうものを考えまして、ポン  
プしゅんせつからグラブしゅん  
せつに変わるといことで、少し  
事業費が大きくなるんじゃな  
かろうかというふうなことにな  
っておりますし、その捨て場とい  
うのが、今先生がおっしゃいま  
したように、いわゆる加賀島と  
かそっちの方面に捨てること  
になりますし、14メーターの  
岸壁は、全体計画では2バース  
あるんですけども、1バース  
だけを今着手しています。その1バ

ス分についての土砂については、加賀島の  
1、2、3工区、それとか大築島の北とか  
である程度処分が可能かなと。

ただ、先ほど言われたように、大築島南に  
つきましては、進捗率はまだ24%ぐ  
らいでしょうか、というふうな状  
況ですので、2バース目の着手を  
するとき、着手といいますか、  
工事をやる時には、ちゃんと準  
備ができるというような状態に  
なるんじゃなかろうかという  
ふうに今我々は考えております。

以上でございますけれども。

○早川英明委員長 わかったですか。

○福島和敏委員 いやいや、もう難しい。

○井手順雄副委員長 後から説明してよ。

○早川英明委員長 ほかにございませ  
んか。

○池田和貴委員 済みません、住宅課  
にお尋ねしたいんですが、71ペ  
ージ。

県営住宅敷金運用利子なんですけ  
れども、えらいこれは予算規模  
に対して収入済額が大きくなって  
きて、これは運用金利上昇に伴  
う増と書いてあったばってん、  
これだけよか運用先があるなら  
、ほかのところとも一緒にす  
ればよかったばってん。これは  
幾らを何%で運用しとつと  
ですか。

○小林住宅課長 これは敷金を運用  
しているわけですが、平成18  
年度の金利が0.427%であ  
ったと。それが平成19年度  
0.850%になったといこと  
で、これだけの運用利子が出  
たといことでございます。

○池田和貴委員 これは何で運用  
したっですかね。多分、行政  
だけん、元利を割り込むよう  
なところでは運用せぬと思  
うばってん。

○小林住宅課長 申しわけありませんが、運用につきましては会計課の方で一括してやっておりますので、私どもの方で何に運用したかというのはちょっとわからないところでございます。

○早川英明委員長 それなら、会計課、どうぞ。

○藤本会計課長 会計課でございます。

資金運用につきましては、歳計現金、それから、基金、歳計外現金、この3つの現金がございますけれども、これを合わせて一括して運用を今やっております。

従来は、先ほど0.4程度の話がございましたけれども、店頭金利の運用をやったんですけれども、18年度の途中から市場金利——これは市場金利というのが、先ほど0.8程度の利率という話でございましたけれども、要するに銀行間の運用ですね。そこら辺を、いわゆる入札、引き合いをやりまして、高利で運用ができていたということでございます。大体、店頭金利に対しまして、2～3倍の利率が期待できるというものでございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 細かいことで済みません。19ページの道路保全課で、8番の道路美化対策事業費で4億3,900万円組んでありますけれども、これは要は道路の管理で草刈り等の費用だというように思いますけれども、非常に今お金が財政難ということで、草刈りの状況というのがなかなか——今まで年に何回切られていたかわかりませんが、今は何か年に1回だというように聞いておりますけれども、その辺で地域によっては、自分たち

でされるところ、それから、しゃんむり県の道路だから県にさせないかぬというところ、さまざま地域で差がありますけれども、今後、こういった問題がそれぞれの地域振興局で出てくるかと思っておりますけれども、対応としてはどのようにされていくんでしょうか。

○西山道路保全課長 今の委員の御質問でございますけれども、確かに、今おっしゃるように、大体年に1回を基本としております。特に必要な場合については2回やったりとか、その都度やったりもしておりますけれども、それだけ厳しくなっているということでございます。

また、民間団体の方でロード・クリーン・ボランティアというのがございまして、今225団体ですか、19年度末で約8,000人ぐらいですか、その方々たちでもって道路の安全などころの除草等は行っていただいております。

今後、多分道路維持管理については、極端には予算は落ちてこないものだろうと思っておりますが、厳しい財政状況でございますが、その中で、やはり知恵を出し合いながらやっていきたいというふうに思っております。

○早田順一委員 この間、ちょっと無理を言うて職員さんに切ってもらったところがあったんですよ、そういうことが。切らすときに、その職員さんが——今、草刈り機は使うといかぬごつなつとつとですか。かまで切ってきたて言いよんなはったけん。（「なかったんだろたい」と呼ぶ者あり）いや、決まりじゃ何かあるて言いよんなはったけんですね。

○西山道路保全課長 以前は、機械を使うことはできないということでございましたけれども、基本的にはそういう話だと思います。



○早田順一委員 職員さん方は機械を持ち  
やいかぬというふうに、ある程度内々で決ま  
っとるわけですね。

○西山道路保全課長 昔、振動病関係がござ  
いまして、要するに、そういったやつはなる  
べく使わないようにというような話を聞いて  
おります。

○早田順一委員 毎日使う人はそうでしょう  
けれども、たまにのときには——わざわざか  
までされていて大変だなと思ったものでは  
から。

以上です。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 それでは、ほかに質疑が  
ございませんかようですから、なければ以上で  
土木部の審査を終了いたします。

今回は第5回になりますけれども、来週の  
金曜日、10月17日午前10時から開会をし、警  
察本部、出納局、各種委員会等の審査を行  
い、午後から教育委員会の審査を行いますの  
で、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして第4回決算特  
別委員会を閉会いたします。

午後2時48分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

決算特別委員会委員長